

見える化改革報告書 「生活福祉施策」

平成30年10月17日
福祉保健局

「生活福祉施策」 報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

- 都民が将来に向かって明るい展望を持てるダイバーシティを実現し、安心して暮らし続けることができるよう、地域での自立を支える基盤となる重層的な公的セーフティネットの構築を進める必要があるため、生活福祉施策において実施している「困窮者等支援」、「地域福祉の推進等」、「福祉人材対策」等、福祉保健行政における分野横断的な施策や、各分野を補完するような施策を総点検。
- 都民が安心して暮らし続けるためには、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度等の最後のセーフティネット制度が切れ目なく、構築されていることが重要であるため、このセーフティネット制度である「困窮者等支援」に焦点を当て、分析し、今後の方向性を検証することで、他の生活福祉施策の充実に向けた検討の参考とする。
- 高齢者人口の大幅な増加に伴い、就労自立等が困難な低所得高齢者への支援が課題であり、それらの困窮者等への支援については、相談支援、就労支援、生活支援等様々であるが、最低限度の生活を保障し、地域で安定した生活を送るためには、安定した住居を確保することが重要であるため、「低所得高齢者等の住まい対策」について、分析を行う。

2 「低所得高齢者等の住まい」の現状

- 低所得高齢者等が居宅での自立した生活が難しい場合、社会福祉法に基づく無料低額宿泊所が利用されるケースもある。
- 無料低額宿泊所は、本来、居宅での自立した生活が困難な被保護者等が、自立した生活に移行するまでの間の一時的な住まいとして利用されるものであるが、低所得高齢者等の住まいとして長期的に利用されている実態もある。

「生活福祉施策」 報告書要旨

3 無料低額宿泊所の現状・課題

○ 無料低額宿泊所は、本来、居宅での自立した生活が困難な被保護者等の一時的な住まいとして利用されるものである。しかしながら、実態として、高齢者が長期で入所せざるをえない状況となっている。

【現 状】 個室が少ない、居室が狭い(一人当たり床面積4.95㎡未満の施設が存在)、一部施設では設備の老朽化・破損、病虫害の発生など。

【課 題】 居住環境の改善

【現 状】 60歳以上が59.5%(うち70歳以上が25.3%)1年以上の滞在が50.3%(うち3年以上26.7%)

【課 題】 利用者の高齢化・利用の長期化への対応

【現 状】 施設長が社会福祉主事の資格を持たない、内部雇用からの登用など、福祉の知識や経験のない施設長の配置。

【課 題】 支援サービスの質の確保

4 今後の取組の方向性

○ 都は、「社会福祉住居施設」の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、「社会福祉住居施設」の届出を受理。また、そのうち「日常生活支援住居施設」の申請を受け、認定する。

○ 「施設長等のスキルアップの促進」、「施設整備の促進」等の方策を検討し、良質なサービスを提供する施設を確保。

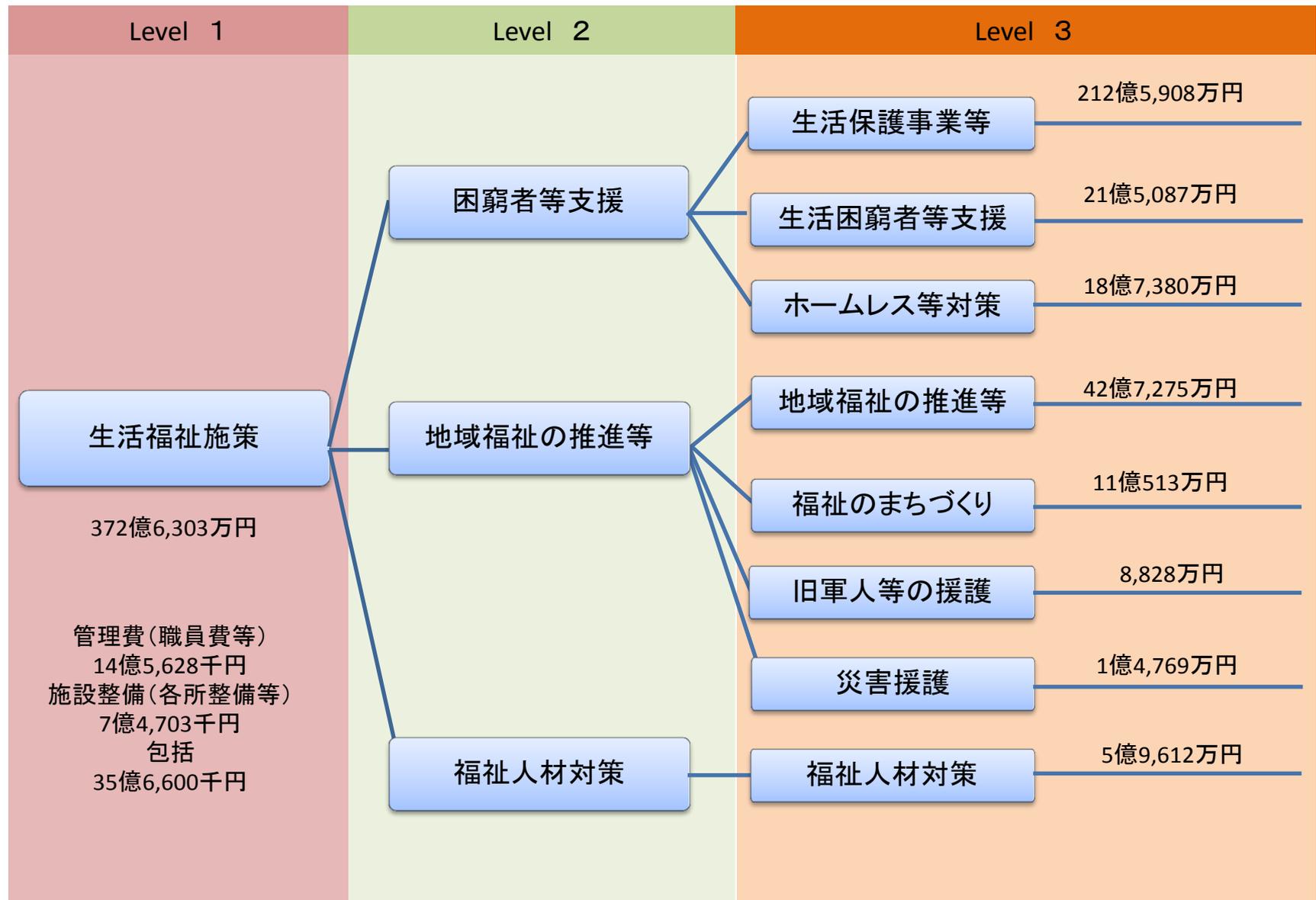
◇ 低所得高齢者等が、都内において、個々のニーズに応じた居住環境と生活支援の体制が整備された住居や施設に入り、安心・安定した生活を送り続けることができる。

目次

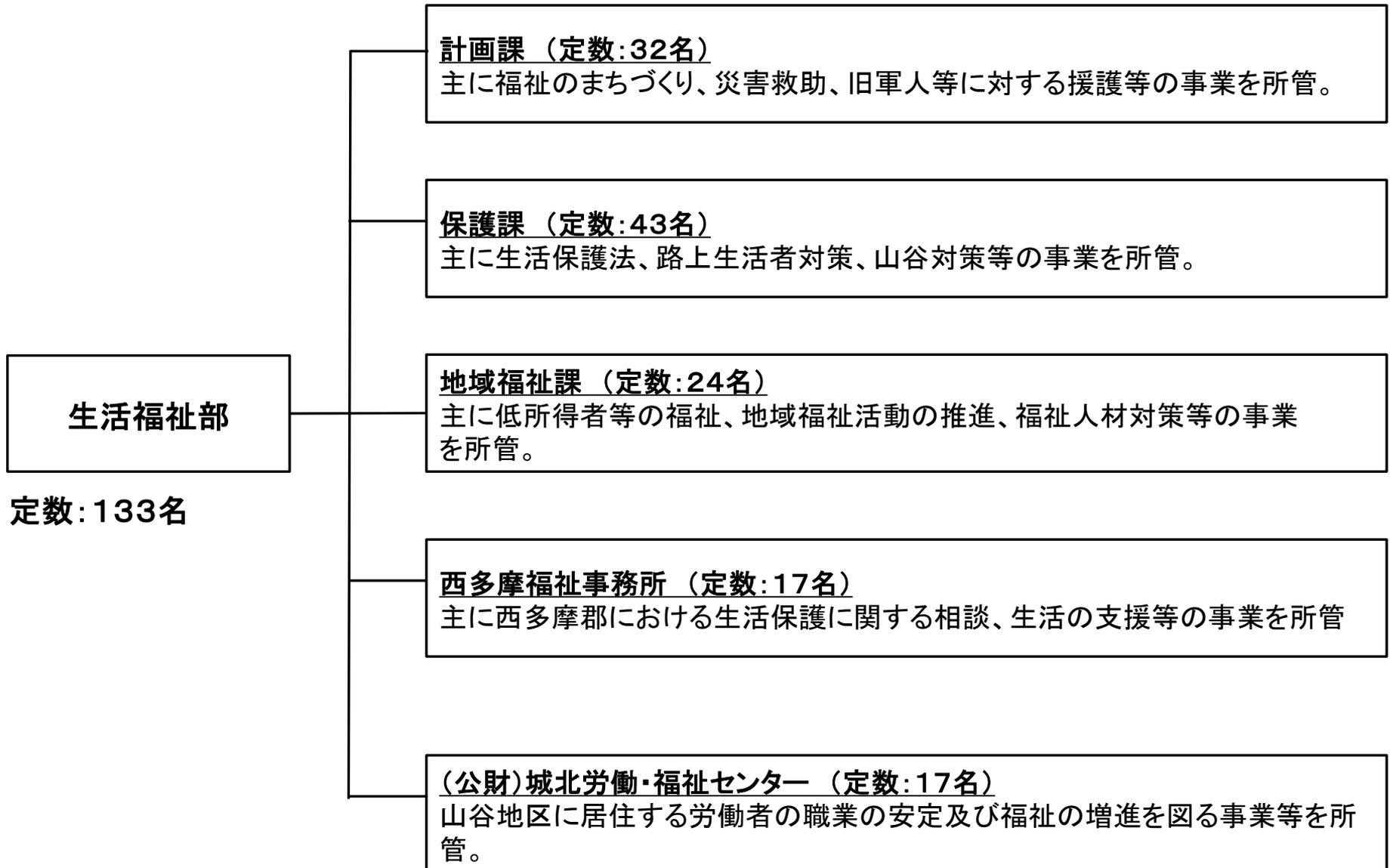
序章	「生活福祉施策」の全体像・・・・・・・・・・	P4
第1章	「困窮者等支援」の全体像・・・・・・・・・・	P9
第2章	「低所得高齢者等の住まい対策」の現状・・・	P40
第3章	「無料低額宿泊所」の現状・・・・・・・・・・	P60
第4章	「無料低額宿泊所」の今後の方向性・・・・・・・・	P74

序章 「生活福祉施策」の全体像

生活福祉施策 ユニットモデル



組織図・職員定数（生活福祉施策）



生活福祉施策の主要事業

生活福祉施策では、低所得者に対する援護等、福祉保健行政における分野横断的な施策や、各分野を補完するような施策を所管しており、事業によってその内容や根拠となる法令等も異なっている。

	施策展開	概要	関連法令、計画等
① 困窮者等支援	■生活保護事業等	●生活保護法に基づく事務事業等 ・生活保護に関する区市への指導・助言 ・福祉事務所の指導検査 ・保護施設及び無料低額宿泊所の運営指導 等	・生活保護法
	■生活困窮者等支援	●生活困窮者自立支援法に基づく事務事業等 ・生活困窮者自立支援法に関する区市への助言・支援 ・低所得者の福祉に関する事業 等	・生活困窮者自立支援法 ・東京都地域福祉支援計画 ・東京都子供・子育て支援総合計画
	■ホームレス等対策	●ホームレス対策(特別区と共同で実施) ・自立支援センター事業 ・巡回相談事業 等	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ・生活困窮者自立支援法 ・ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画
② 地域福祉の推進等	■地域福祉の推進等	●地域福祉の推進に係る事業等 ・成年後見制度の利用促進 ・低所得高齢者への住まい支援 ・民生・児童委員の活動支援 等	・民生委員法 ・東京都地域福祉支援計画 ・東京都高齢者保健福祉計画 ・東京都障害者・障害児施策推進計画
	■福祉のまちづくり	●福祉のまちづくりの普及・推進 ・東京都福祉のまちづくり条例の運用 ・心と情報のバリアフリーの普及推進 等	・東京都福祉のまちづくり条例 ・東京都福祉のまちづくり推進計画 ・東京都障害者・障害児施策推進計画 ・東京都高齢者保健福祉計画
③ 福祉人材対策	■福祉人材対策	●福祉人材の養成・確保 ・東京都福祉人材センターの運営 ・福祉の仕事に関する普及・啓発 等	・東京都地域福祉支援計画 ・東京都高齢者保健福祉計画 ・東京都障害者・障害児施策推進計画

※③福祉人材対策については、平成29年12月26日の都政改革本部会議にて報告済

「生活福祉施策」を取り巻く状況

- 都民が将来に向かって明るい展望を持てるダイバーシティを実現し、安定した生活により、安心して暮らし続けることができるよう、地域での自立を支える基盤となる重層的な公的セーフティネットの構築を進める必要がある。
- 上述の目標達成のため、生活福祉施策では、「困窮者等支援」、「地域福祉の推進等」、「福祉人材対策」等、福祉保健行政における分野横断的な施策や、各分野を補完するような施策を実施している。
- その中でも、最低限度の生活を保障する生活保護制度、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものを支援する生活困窮者自立支援制度等は、都民が安心して暮らし続けることができるための最後のセーフティネット制度である。
- 特に、生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。
- 経済情勢の影響等により、生活保護受給者を含む生活困窮者が今後増加することが見込まれることを踏まえると、都民が安心して暮らし続けるためには、最後のセーフティネット制度における各制度が切れ目なく、構築されていることが重要である。
- このため、最後のセーフティネット制度である「困窮者等支援」に焦点を当て、分析し、今後の方向性を検証することで、他の生活福祉施策の充実に向けた検討の参考とする。
- なお、「地域福祉の推進等」については、平成29年3月に策定した「東京都地域福祉支援計画」において、東京における「地域共生社会」の実現に向けた課題や都が取り組む施策の方向性を示した。
また、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の計画期間が平成30年度までであることから、現在、改定に向けた取り組みを行っている。
「福祉人材対策」については、既に「福祉人材の養成・確保」(平成29年12月26日)として報告を行った。

第1章 「困窮者等支援」の全体像

「困窮者等支援」に関する都の主な取組

施策展開

都の取組

① 生活保護事業等

- ・ 福祉事務所指導検査等 (0.06億円) 国補助 } 直営
- ・ 都分保護費 (25.9億円) 国補助 }
- ・ 特別区市に対する都負担金 (169.8億円) 国補助 補助 (区市町村)
- ・ 産休病欠代替職員 (0.0062億円) 都 補助 (区市町村)
- ・ 被保護者自立促進事業 (0.05億円) 都 直営・補助 (区市町村)
- ・ 健全育成事業 (0.02億円) 都 直営・補助 (区市町村)
- ・ 民会社会福祉施設サービス推進費補助 (13.3億円) 都 補助 (社福等)
- ・ 寄りそい型宿泊所事業 (0.46億円) 都 補助 (区市町村)
- ・ 被保護者就労準備支援事業 (0.04億円) 国補助 直営
- ・ 行旅病人及死亡人等取扱費都負担金 (0.24億円) 都 補助 (区市町村)

② 生活困窮者等支援

- ・ 生活困窮者自立支援事業 (0.52億円) 国補助 直営・委託 (民間等)
- ・ 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業 (0.21億円) 継 委託 (社福等)
- ・ 受験生チャレンジ支援貸付事業 (11.4億円) 都 補助 (社福等)
- ・ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 (5.95億円) 継 委託・補助 (社福等)
- ・ 生活サポート特別貸付アフターフォロー事業 (0.09億円) 都 }
- ・ 生活福祉資金等貸付事業補助 (2.042億円) 国補助 補助 (社福等)
- ・ 生活福祉資金 (特例措置) 利子補給 (0.001億円) 都 }
- ・ 新生活サポート事業 (0.85億円) 都 }
- ・ 更生保護事業 (0.044億円) 都 }
- ・ 地域生活定着促進事業 (0.4億円) 国補助 委託 (社福等)
- ・ 各種貸付金の回収 (0.03億円) 都 直営

③ ホームレス等対策

- ・ 自立支援センター事業 (13.1億円) 継 }
- ・ 巡回相談支援事業 (1.11億円) 継 補助 (区市町村)
- ・ 支援付き地域生活移行事業 (0.56億円) 都 補助 (区市町村)

凡例: 都 都単独事業 継 都継ぎ足し事業 国補助 国庫補助(扶助費含む)
 社福等・・・社会福祉法人、NPO等 民間・・・民間事業者等 直営・・・都が運営

国の法制度 <主な関係法令>

生活保護法(1950年制定)

(目的) 日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

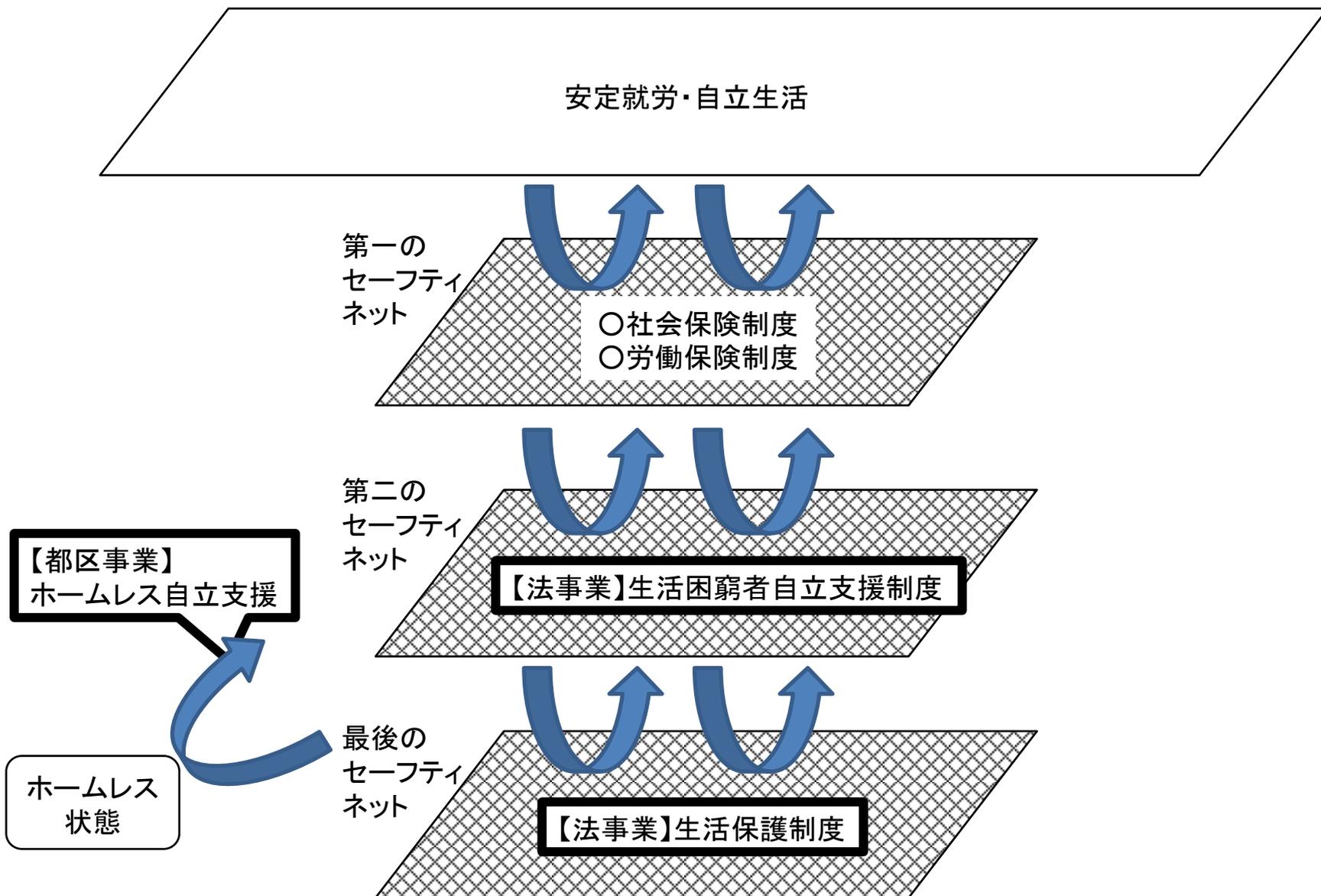
生活困窮者自立支援法(2015年制定)

(目的) 生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(2002年制定)

(目的) 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

①生活保護事業等、②生活困窮者等支援、③ホームレス等対策全体の関係図



①生活保護事業等 生活保護関係法令

生活保護は、生活保護法に基づき区市が実施(町村部は都が実施)している。

【憲法抜粋】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法抜粋】

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。(後略)

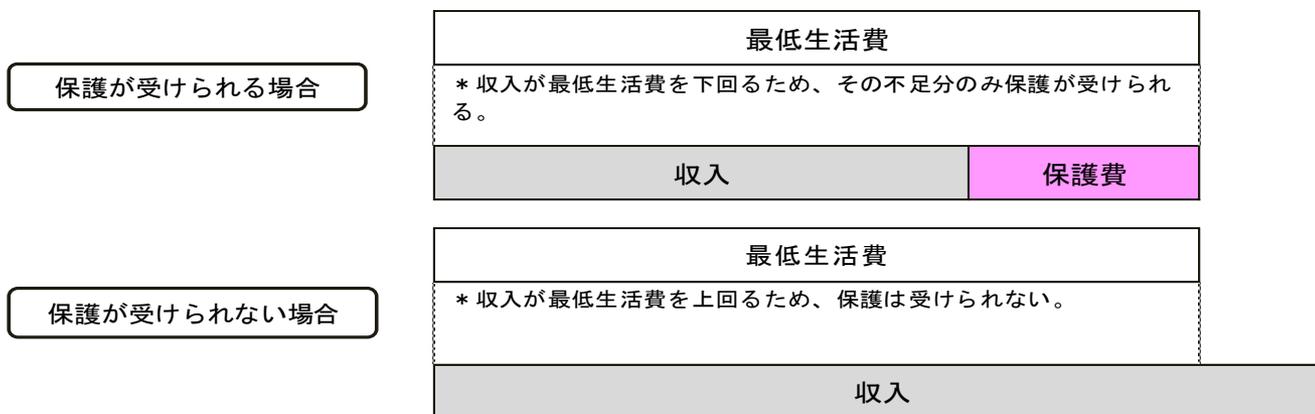
生活保護制度の概要

【生活保護とは】

- 生活保護は、憲法第25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度である。
- 暮らしに困っている方に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としている。
- 保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

【生活保護費の支給】

- 世帯全員の収入（給料、仕送り、年金など）と国が定める基準によって算出された最低生活費を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分が支給される。



生活保護法に基づく扶助の種類

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準により、その内容によって、以下の8つの扶助に分けられてる。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。特定の世帯には加算があり。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

生活保護制度における国、都、区市の役割について

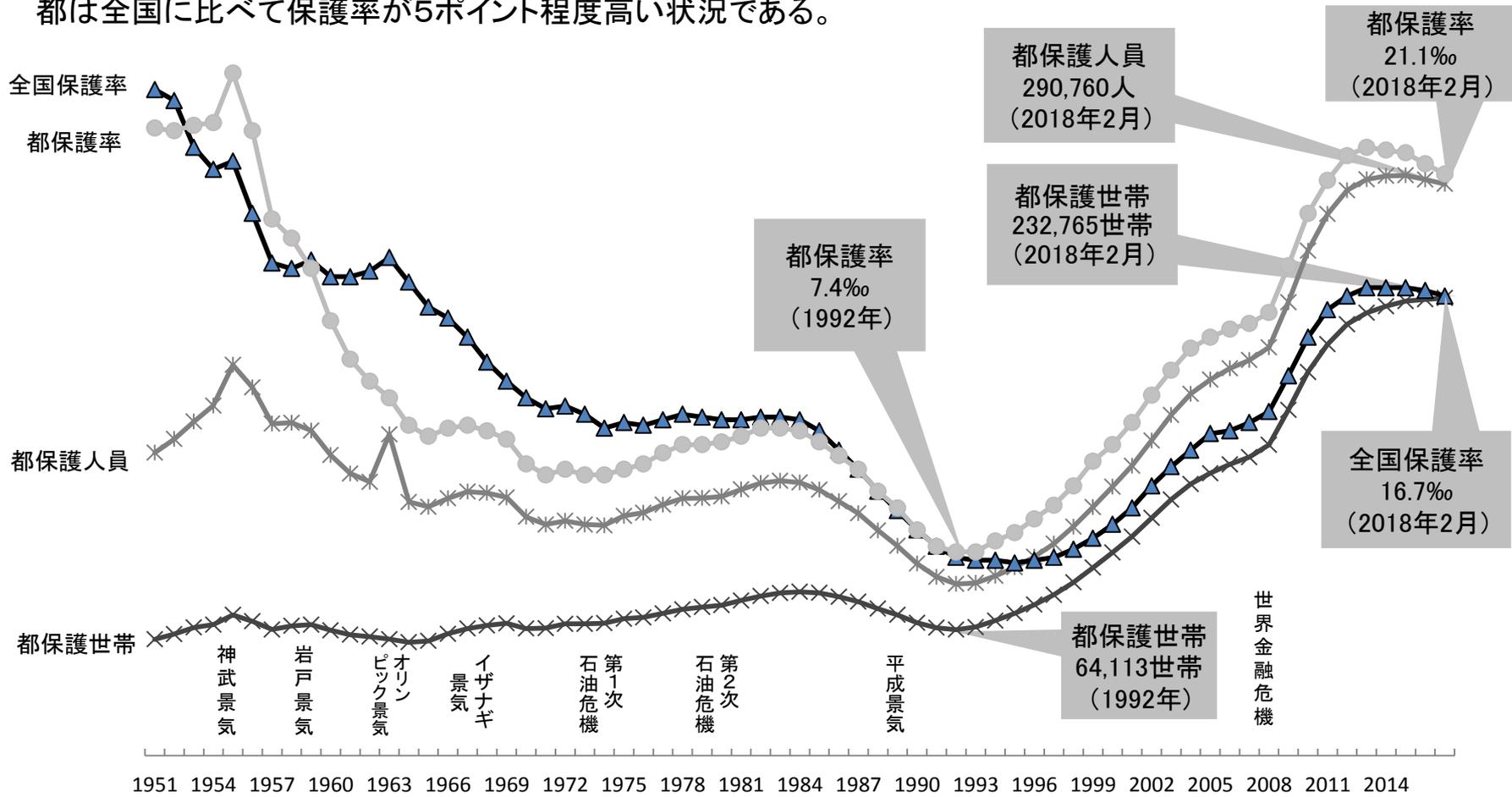
生活保護制度では、国・都・区市が以下のとおり役割を担っている。
また、都は、生活保護制度を補完する位置づけとして、生活保護受給者に対する支援を行っている。

主 体	役 割
国	<ul style="list-style-type: none"> * 監査指導、技術的助言、勧告、是正の指示等【生活保護法23条】 * 生活保護費負担(保護費の4分の3を負担)【生活保護法75条】 * 国庫補助事業を実施(被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正実施推進事業)
都	<ul style="list-style-type: none"> * <u>区市に対する監査指導・技術的助言</u>【生活保護法23条】 * 生活保護の実施(町村部のみ)【生活保護法19条】 * 生活保護費の支弁(町村部のみ)【生活保護法71条】(保護費の4分の1を負担) * 区市が支弁した住所不定者等に対する生活保護費の負担【生活保護法73条】 (* <u>その他、法外の支援として都独自事業</u>)
区市	<ul style="list-style-type: none"> * 生活保護の実施【生活保護法19条】 * 生活保護費の支弁【生活保護法70条】(保護費の4分の1を負担)

※本分析における都内の被保護世帯、被保護人員、保護率等の数字については、特に記載がない限り、区市分を含む都内全域の合計値である。

被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (単位:世帯、人、‰)

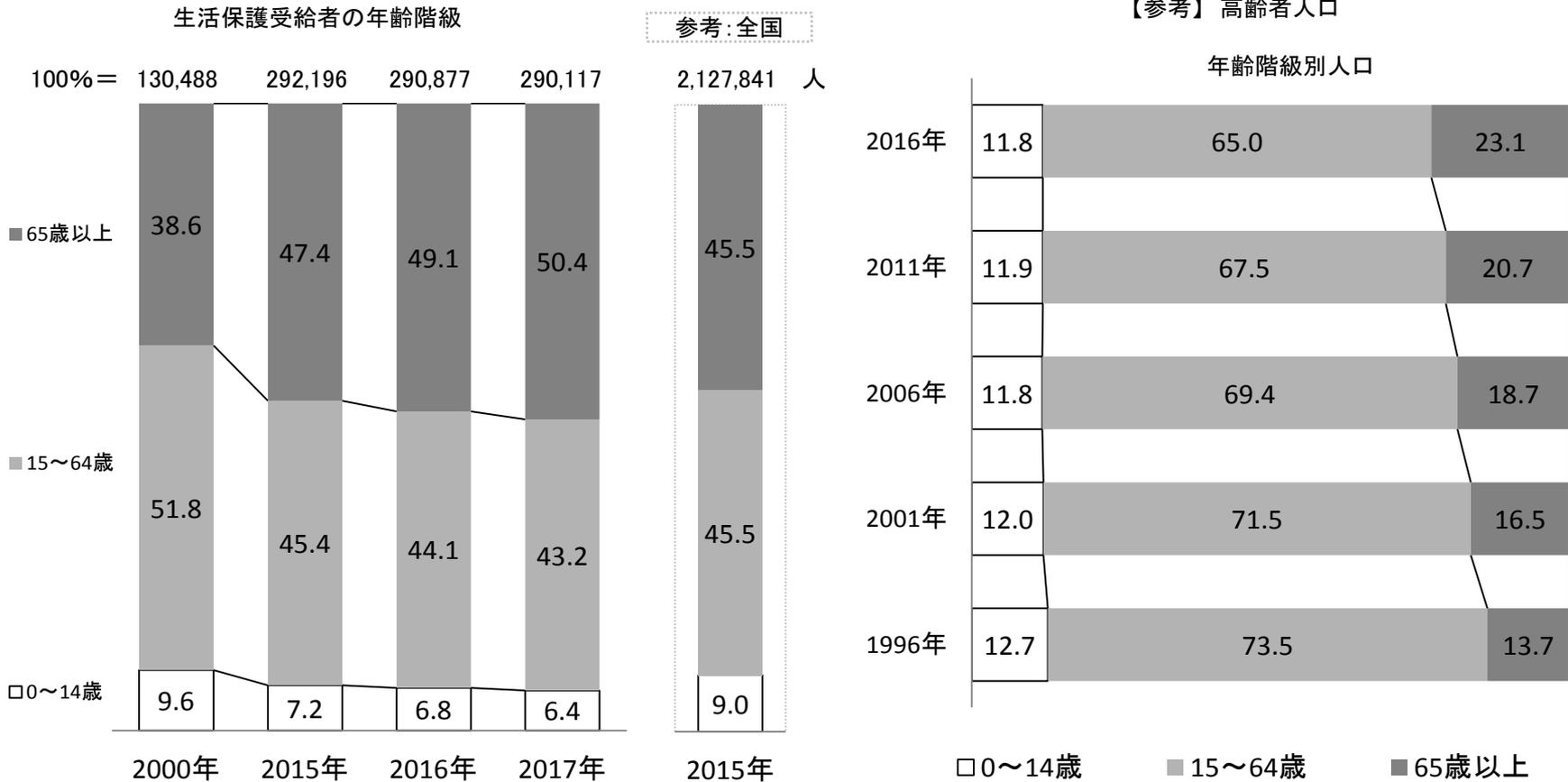
被保護世帯数は増加傾向であるが、被保護人員及び保護率は、直近では微減した。
 都は全国に比べて保護率が5ポイント程度高い状況である。



資料: 被保護者調査 (2012年3月以前の数値は福祉行政報告例)

年齢階級別被保護人員の割合 (単位：%)

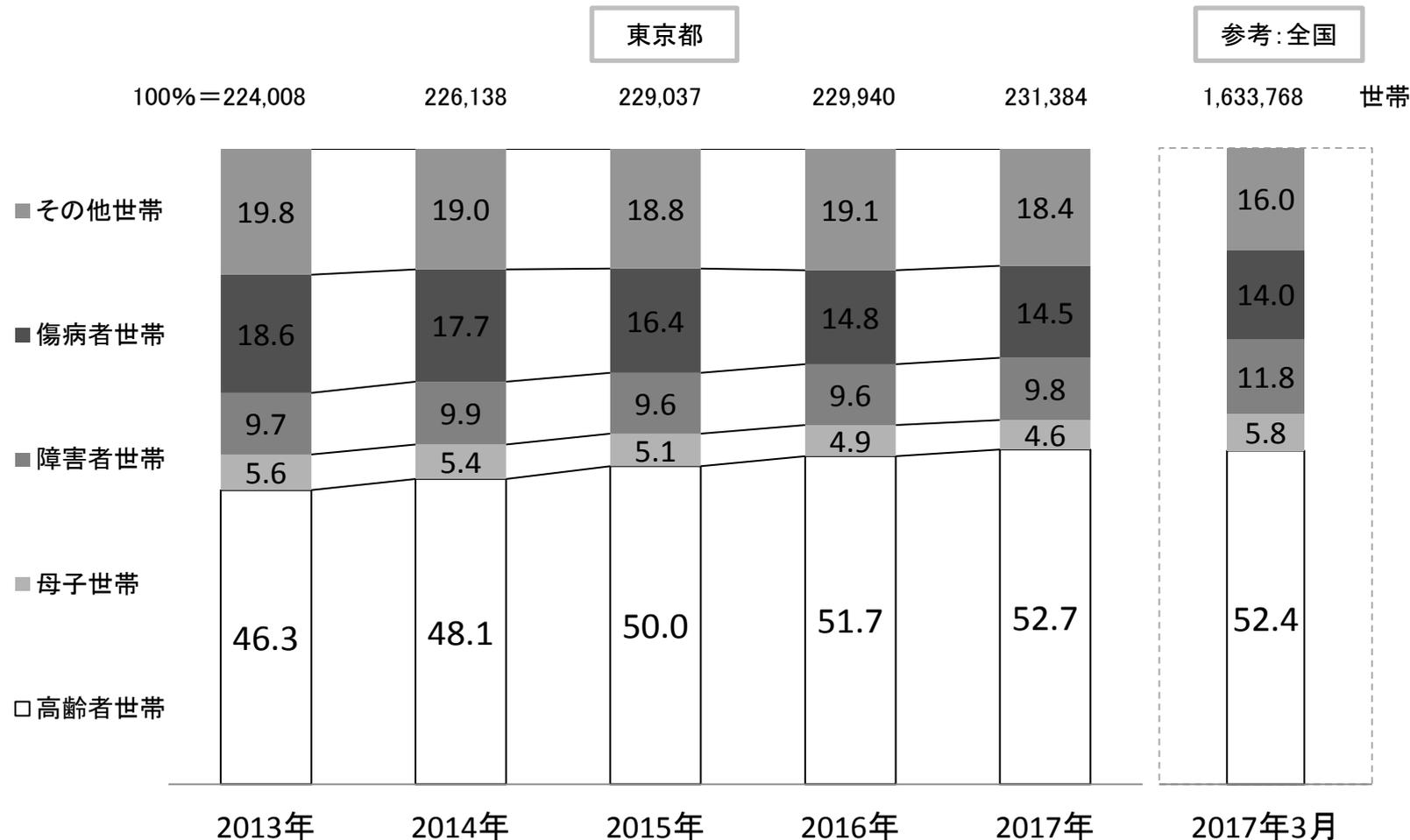
東京都の高齢者人口の割合は増加が続いており、同様に生活保護受給者の高齢者割合も増加傾向である。



資料：被保護者調査年次調査（2012年3月以前は、被保護者全国一斉調査、東京都高齢者の人口（推計）

生活保護受給者の世帯類型別割合の推移（単位：％）

被保護受給世帯の世帯類型「高齢者世帯」が増加傾向にあり過半数を超えた。傷病者世帯は減少傾向にある。

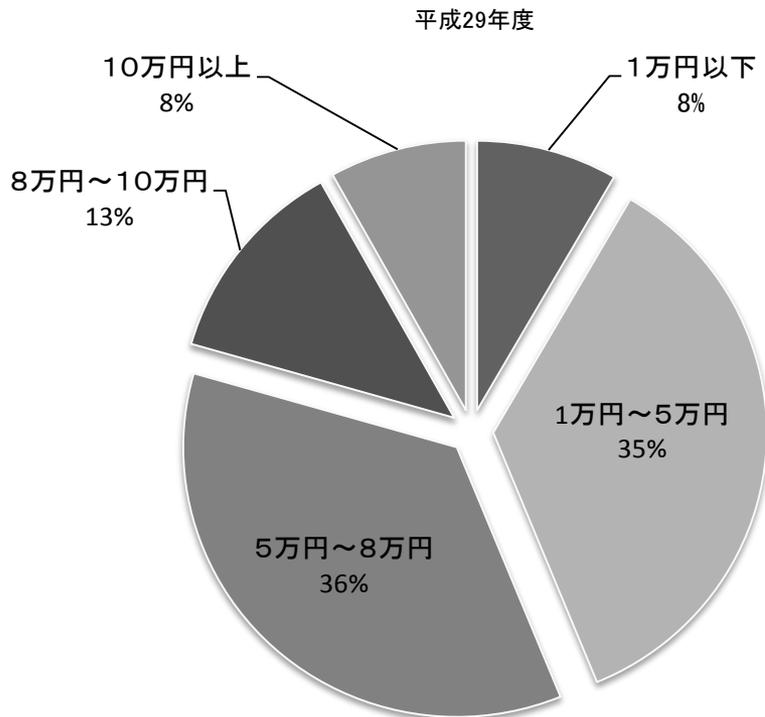


資料：被保護者調査年次調査結果（東京都分）、被保護者調査

生活保護受給者の年金受給状況 (老年基礎年金と最低生活費の比較)

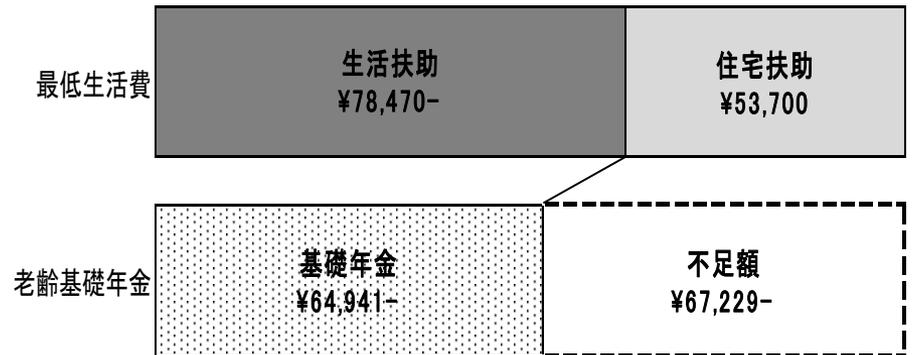
東京都の高齢者人口の割合は増加が続いているが、老齢基礎年金の受給のみでは、生活保護の最低生活費の基準に達していない。

生活保護受給者の年金受給状況



※年金を受給していない世帯を除く。

●高齢者、65歳単身世帯、1級地-1の場合(事例)

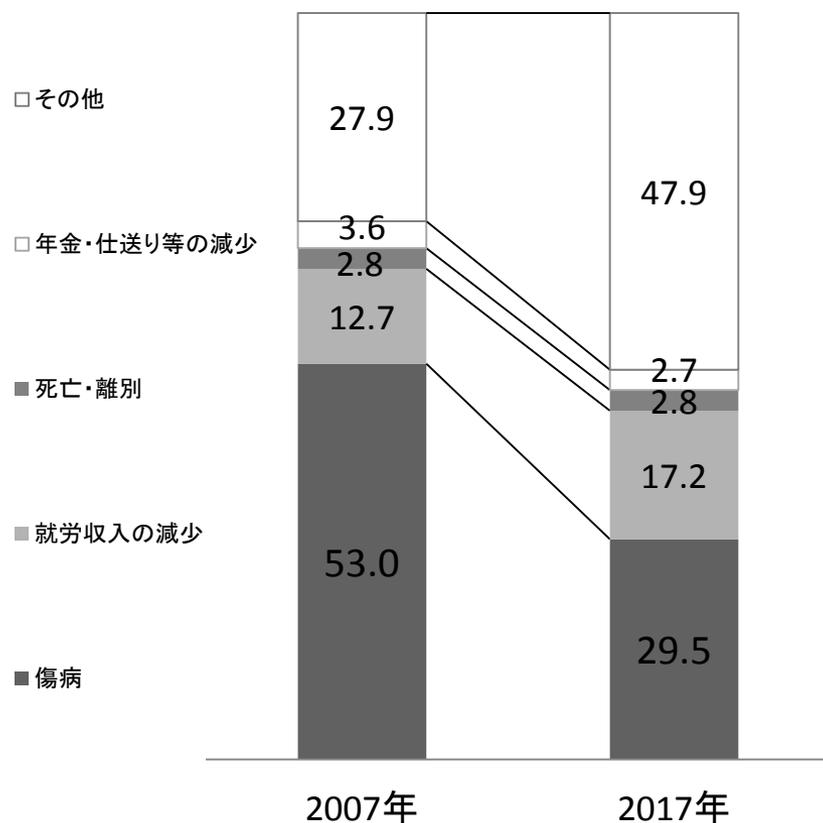


資料: 被保護者調査年次調査(2012年3月以前は、被保護者全国一斉調査)

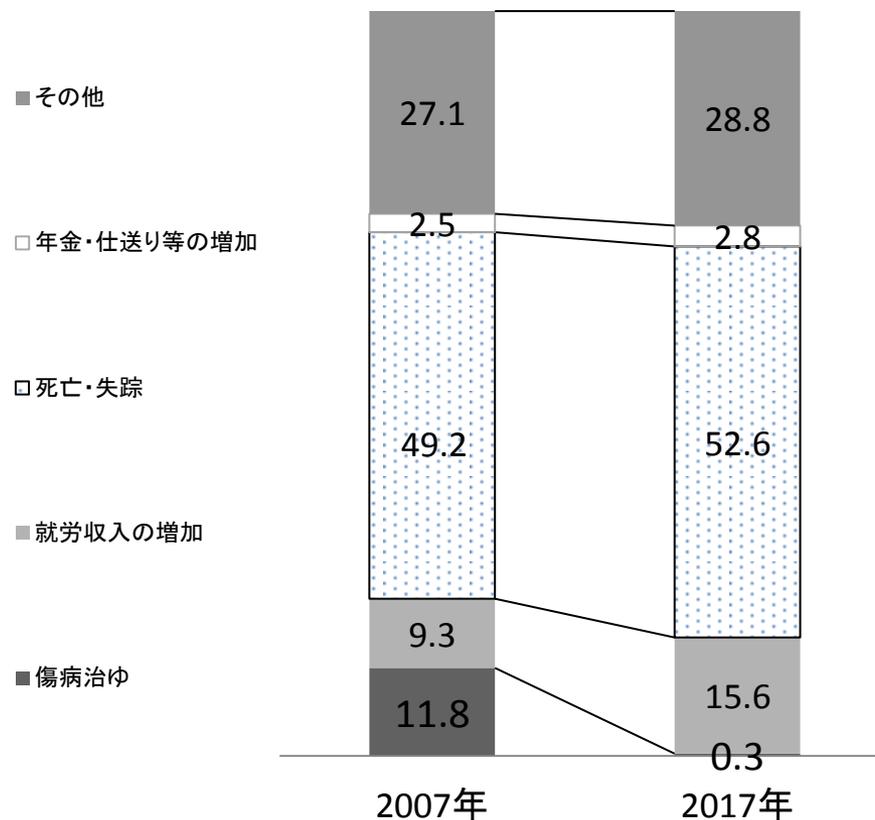
生活保護開始・廃止の理由（単位：％）

保護開始理由のうち「傷病」の割合が減少し、「就労収入の減少」の割合が増加している。
 保護廃止理由のうち「傷病治ゆ」の割合が減少し、「就労収入の増加」の割合が増加している。

保護開始の理由別構成



保護廃止の理由別構成



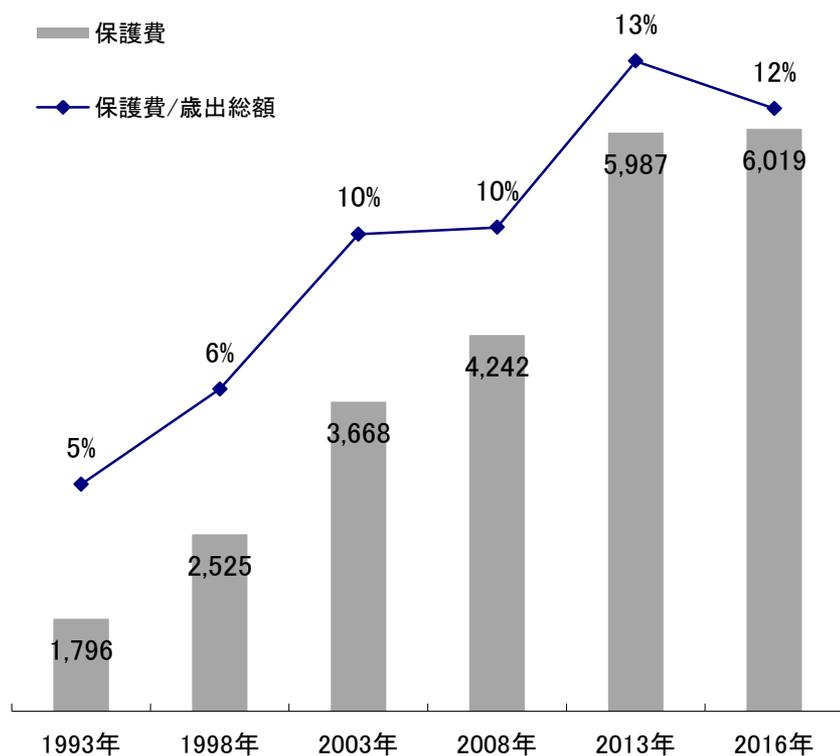
資料：福祉行政報告例（2007年9月）
 被保護者調査・月別概要（2017年9月）

歳出総額に占める生活保護費の割合について

(単位:億円、%)

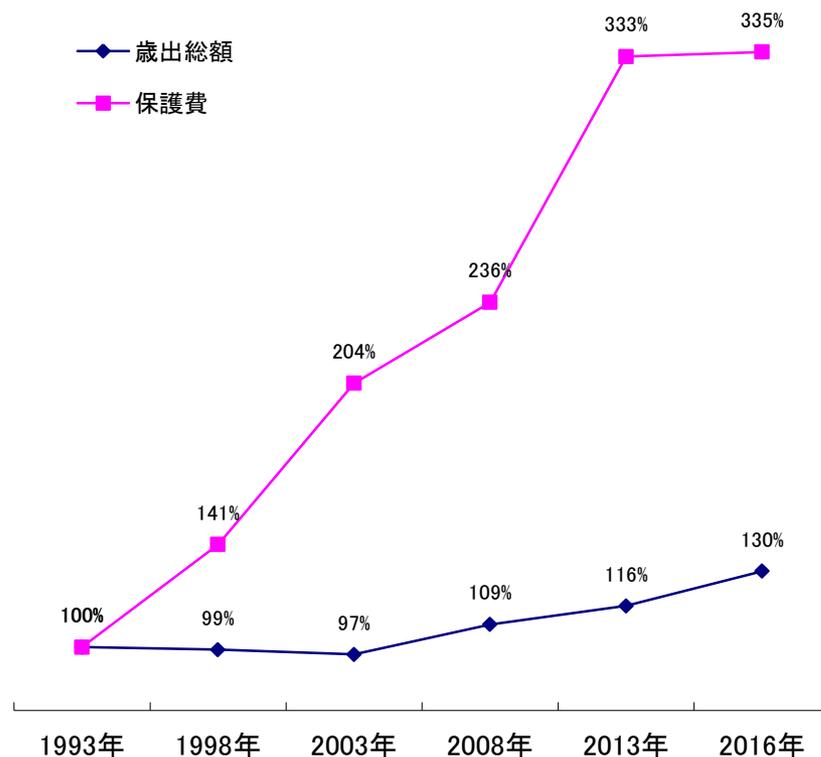
都内区市の普通会計歳出総額に占める生活保護費の割合は、増加傾向にある。

普通会計歳出総額、生活保護費及びその比率の推移



資料:総務省市町村別決算状況調

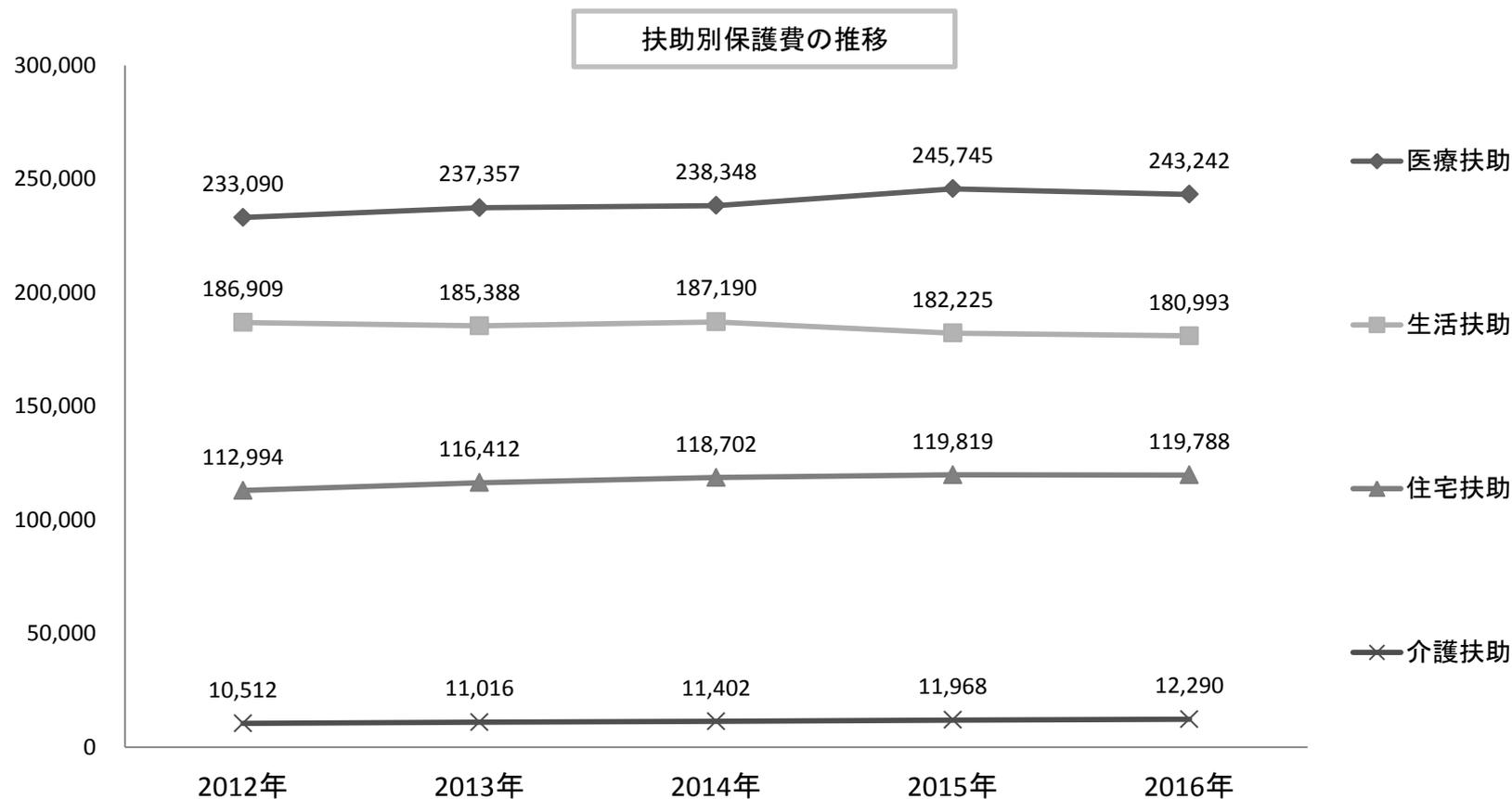
1993年度を100%とした時の普通会計歳出総額・保護費の推移



※上記の2つのグラフは、区市分のみ数値である。

生活保護費（扶助の種類別）の推移（単位：百万円）

扶助の種類別保護費については、医療扶助が最も多い。各扶助は、近年増加傾向である。



資料：福祉・衛生統計年報（東京都福祉保健局）

生活保護受給者に対する就労支援関係事業

1 生活保護受給者等就労自立促進事業

公共職業安定所本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体に安定所の常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、公共職業安定所と地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

常設窓口（生保型）の設置 ⇒17区4市（2018年4月時点）

2 被保護者就労支援事業

生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。

就労支援員配置状況：島しょ以外の全事務所に配置（2018年4月時点）

3 被保護者就労準備支援等事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業等。

生活保護事業等の支援と課題について

○生活保護制度では、働くことができる者は、その稼働できる能力を活用して働くことで自立を目指すことが求められるが、就労支援をはじめとする様々な支援を実施することで、生活保護の廃止理由として「就労収入の増加」の割合が増加している。また、他の道府県と比べて、生活保護受給者の就労支援事業への参加率も全国平均に比較して高い。

○一方、高齢者については就労等による自立が困難であることや、老齢基礎年金の額が生活保護の最低生活費を大きく下回っており、今後とも高齢者人口の増加に伴い、高齢の生活保護受給者の増加が見込まれる。

②生活困窮者等支援 生活困窮者等支援 関係法令

生活困窮者等に対する支援については、2015年度に新しい法律が施行されている。

《生活困窮者自立支援法に基づく制度の理念》

1 制度の意義

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設

2 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

○本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援

○本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援

○生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

○生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、包括的な支援策の用意、働く場や参加する場の拡大

○「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築

生活困窮者自立支援制度の概要

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする。

- 対象者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方
- 実施主体 区市(町村部については東京都)
- 支援内容 複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業(必須事業)と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業(任意事業)があり、自立相談支援機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援を行う。

事業名		事業内容
必須事業	自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施
	住居確保給付金の支給	離職により住居を失った方等に対し、家賃相当額を有期で給付
任意事業	就労準備支援事業	就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施
	家計改善支援事業	家計の適切な把握、家計改善の意欲を高める支援、貸付のあっせん等
	一時生活支援事業	住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等
	子供の学習支援事業	子供に対して、学習支援や保護者への進学助言等

生活困窮者自立支援制度における国、都、区市の役割について

生活困窮者自立支援制度において、国・都・区市が以下のとおり役割を担っている。
 都は、事業実施に当たって区市に対する支援を行うとともに、制度を補完する意味で都単独事業を実施している。

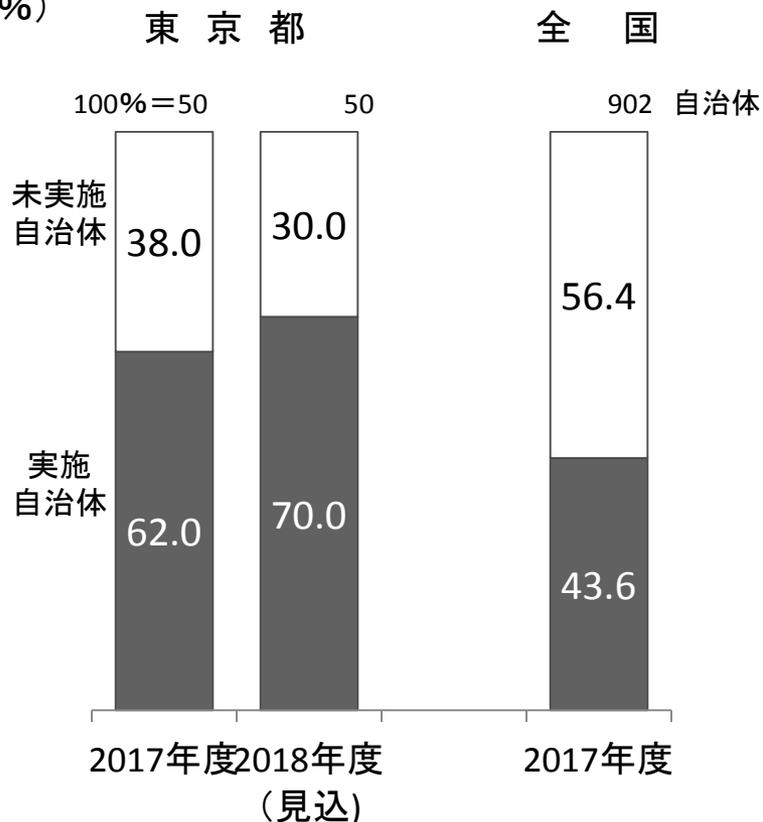
主体	役割	負担割合(原則) ①自立相談支援、住居確保給付 ②就労準備支援、一時生活支援 ③家計相談支援、子供学習支援
国	<ul style="list-style-type: none"> * 都や区市に対する助言・情報提供【生活困窮者自立支援法第4条】 * 事業実施経費の負担・補助【生活困窮者自立支援法第15条】 * 法外の国補助(地域力強化推進事業等) 	①3/4 ②2/3 ③1/2
都	<ul style="list-style-type: none"> * 区市に対する助言・情報提供【生活困窮者自立支援法第4条】 * 区市の事業実施に対する支援【生活困窮者自立支援法第4条】 * 自立相談支援機関(相談窓口)の設置、住居確保給付金の支給(町村部のみ) 【生活困窮者自立支援法第5条、第6条】 * 家計改善支援事業、子供の学習支援事業等の実施(西多摩地域のみ) 【生活困窮者自立支援法第7条】 * 都道府県による区市町村支援事業【生活困窮者自立支援法第10条】(※) 	町村部のみ ①1/4 ②1/3 ③1/2
区市	<ul style="list-style-type: none"> * 自立相談支援機関(相談窓口)の設置、住居確保給付金の支給 【生活困窮者自立支援法第5条、第6条】 * 家計改善支援事業、子供の学習支援事業等の実施(任意) 【生活困窮者自立支援法第7条】 	①1/4 ②1/3 ③1/2

(※)生活困窮者自立支援法の改正法では、都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化。

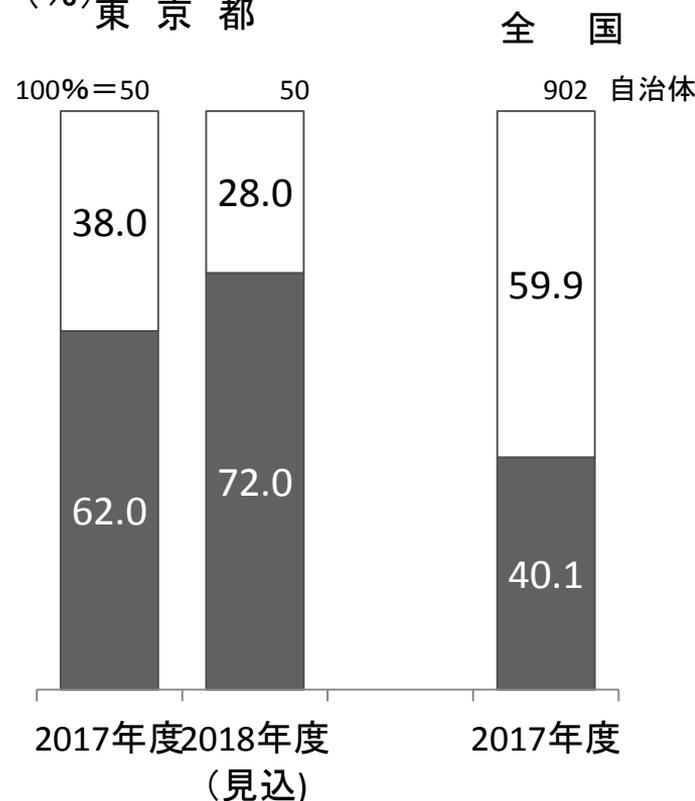
生活困窮者自立支援制度・任意事業の 都内自治体の実施状況①

- 任意事業のうちの「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」について、約6割の都内自治体を実施しており、全国よりも約20%上回る実施率となっている。また、2018年度も実施自治体が増加する見込みである。

就労準備支援事業 実施自治体の割合
(%)



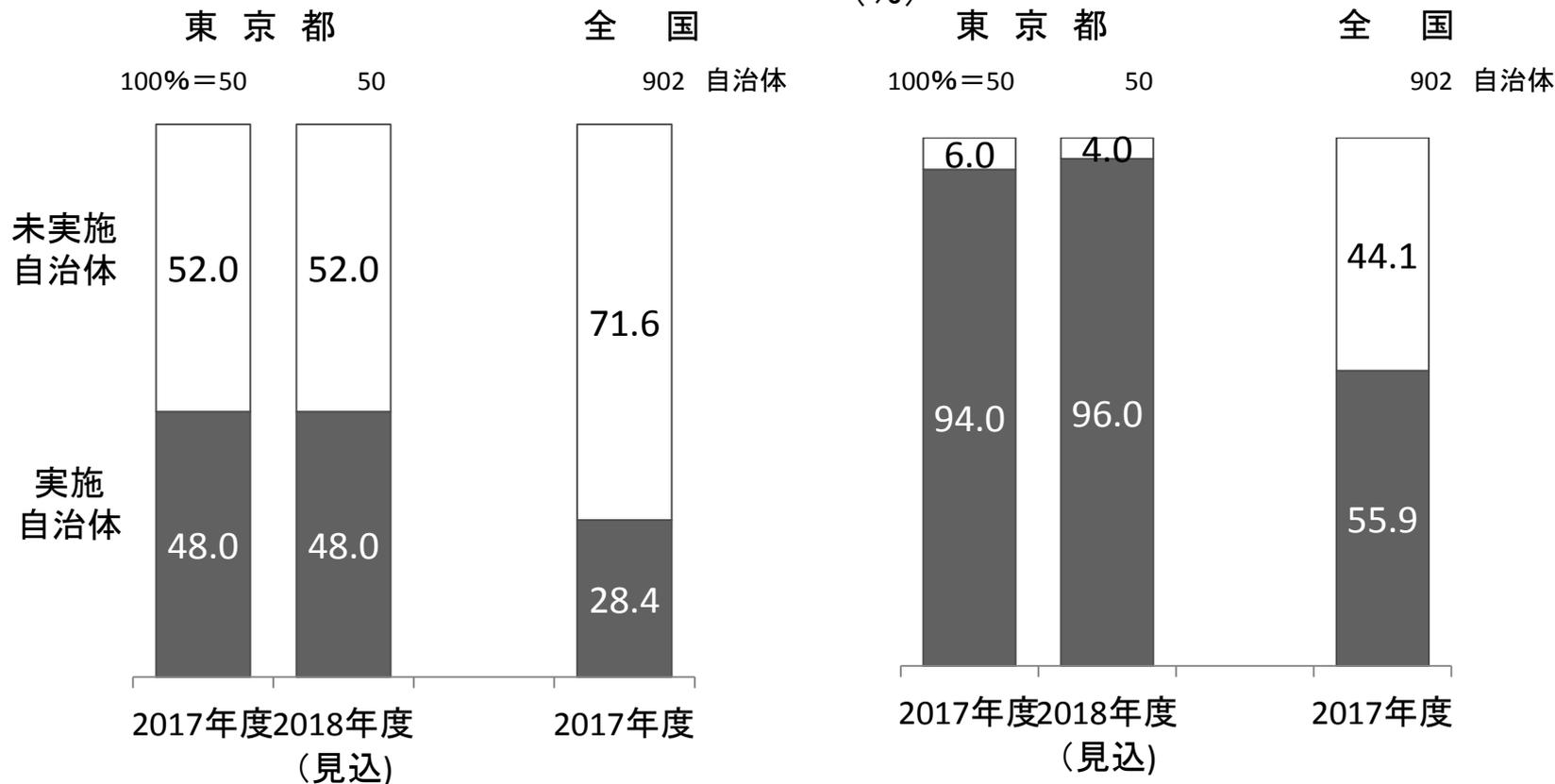
家計改善支援事業 実施自治体の割合
(%)



生活困窮者自立支援制度・任意事業の 都内自治体の実施状況②

・ 任意事業のうちの「一時生活支援事業」は約半数、「子供の学習支援事業」については殆どの都内自治体
が実施しており、ともに全国を大きく上回る実施率となっている。

一時生活支援事業 実施自治体の割合(%)

子供の学習支援事業 実施自治体の割合
(%)

資料：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室「社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月1日)」及び東京都福祉保健局生活福祉部「平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担協議等について」

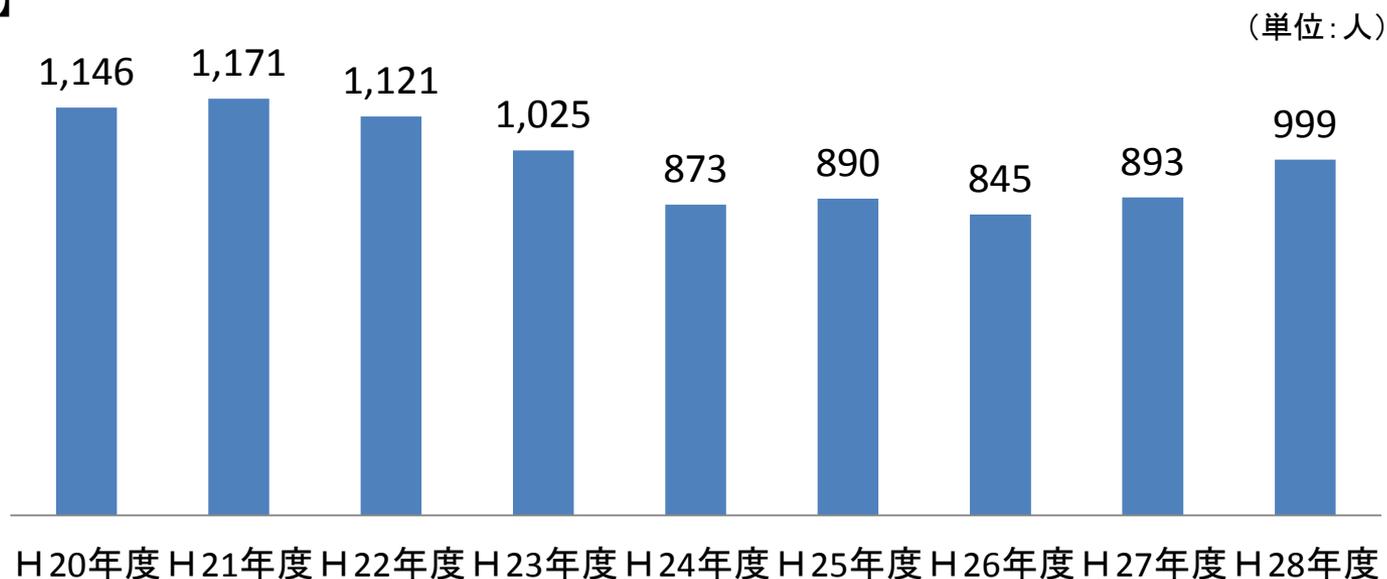
主な都事業の概要

・2015年度に生活困窮者自立支援法が施行されたが、都は、2008年度から低所得世帯の生活安定に向けた対策を実施している。主な事業は以下のとおり。

●住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

【支援実績】



生活困窮者支援の現状と課題について

- 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業の自立相談支援事業の実施はもとより、任意事業についても全ての事業で実施自治体の割合が全国平均を上回るなど、区市の総合的な支援体制の整備は着実に進んでいる。
- ただし、区市の取組にはばらつきがあること、任意事業を実施していない区市も一定程度存在することから、支援の実施主体である区市の取組が更に進み、生活保護に至る前のセーフティネットを充実させ、生活困窮者への支援体制整備が引き続き求められる。

③ホームレス等対策 ホームレス対策関係法令

ホームレス対策は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、「ホームレス特措法」という。)において、以下のとおり定められている。

<目的>

- 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者への自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにし、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資する。

(ホームレス特措法第1条)

<定義>

- 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

(ホームレス特措法第2条)

<ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標>

- 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保等による就業機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場の確保などを実施することにより、ホームレスを自立させること。
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する就業機会の確保、生活に関する相談等の実施などにより、ホームレスとなることを防止すること。

(ホームレス特措法第3条)

ホームレス対策における国、都、区の役割について

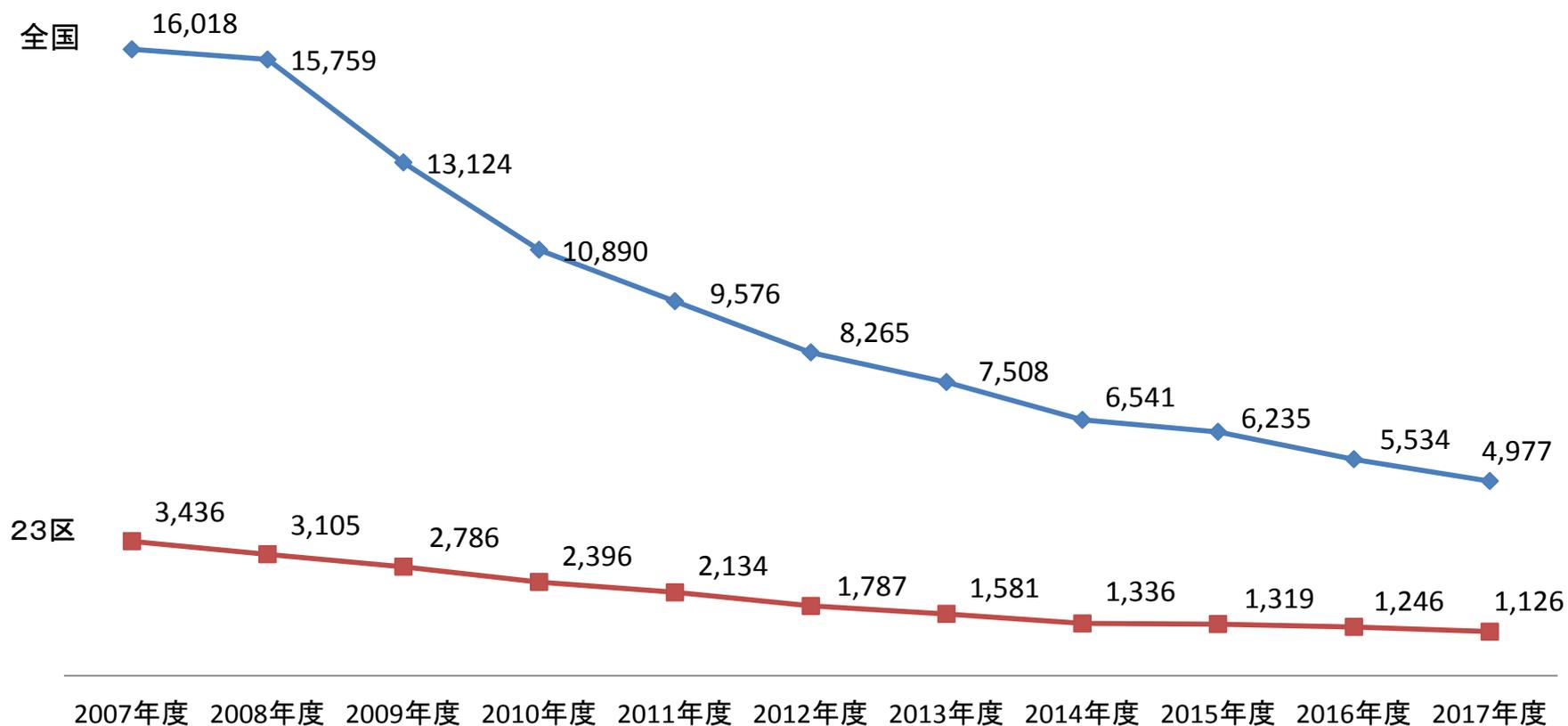
ホームレス対策では、国・都・区が以下のとおり役割を担っている。
 都は、特別区と共同で、ホームレスの方の地域移行を進めている。

主 体	役 割
国	<ul style="list-style-type: none"> * 総合的な施策の策定、実施 (ホームレス特措法5条) * 基本方針の策定 (ホームレス特措法8条) * 財政上の措置 (ホームレス特措法10条) * 全国調査の実施 (ホームレス特措法14条)
都	<ul style="list-style-type: none"> * ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画を策定、実施 (ホームレス特措法9条) ⇒ ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第3次)に基づき、特別区と共同で事業を実施
区	<ul style="list-style-type: none"> * ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画を策定、実施 (ホームレス特措法9条第2項) ⇒ 都と共同で事業を実施

ホームレス数の推移（全国及び23区）（単位：人）

○全国のホームレス数は、2009年度以降、毎年着実に減少し続けている。

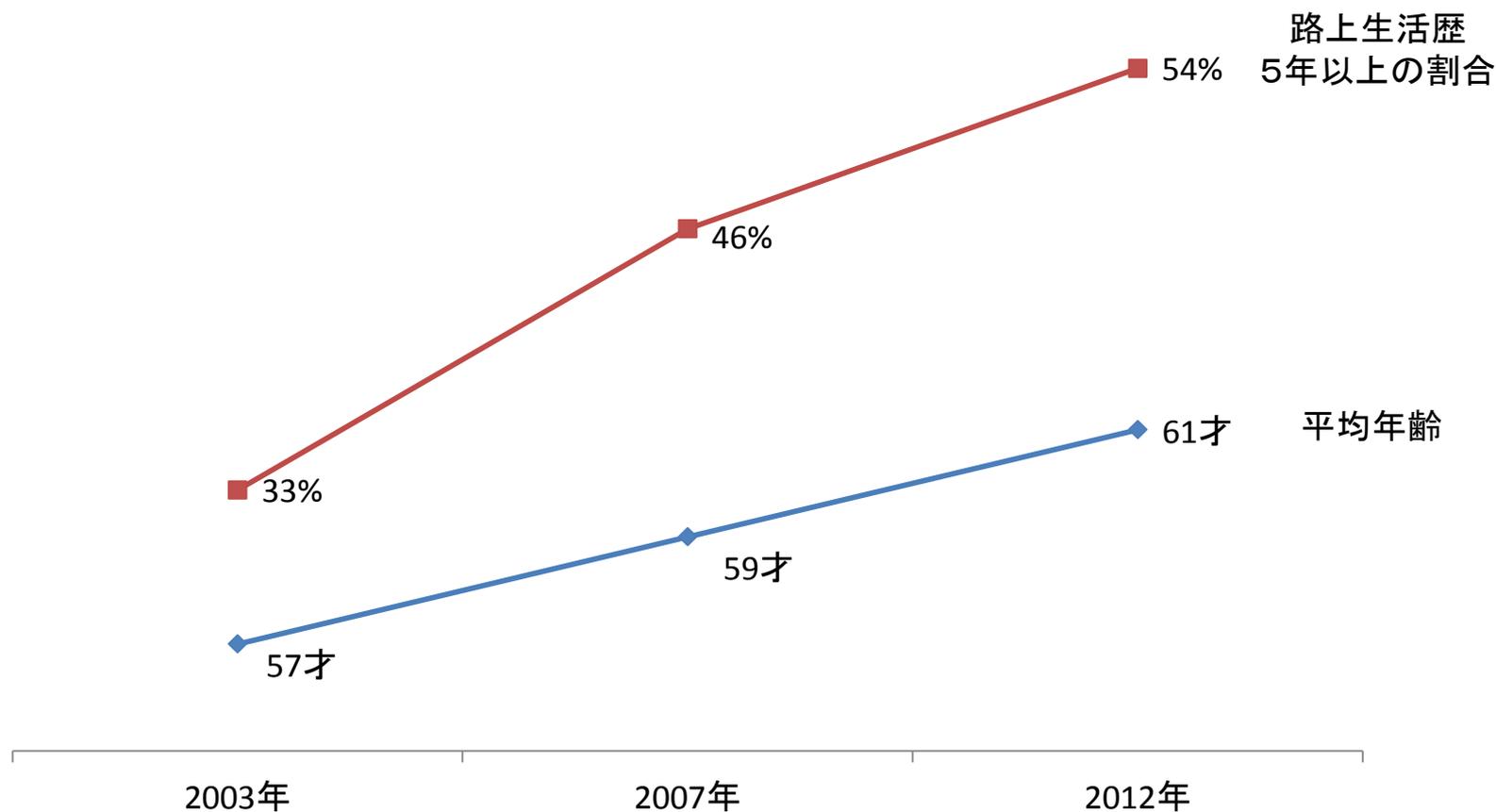
○23区のホームレス数についても、毎年着実に減少しているが、近年減少率が鈍化している。



資料：ホームレス概数調査(各年1月)

都内のホームレスの状況

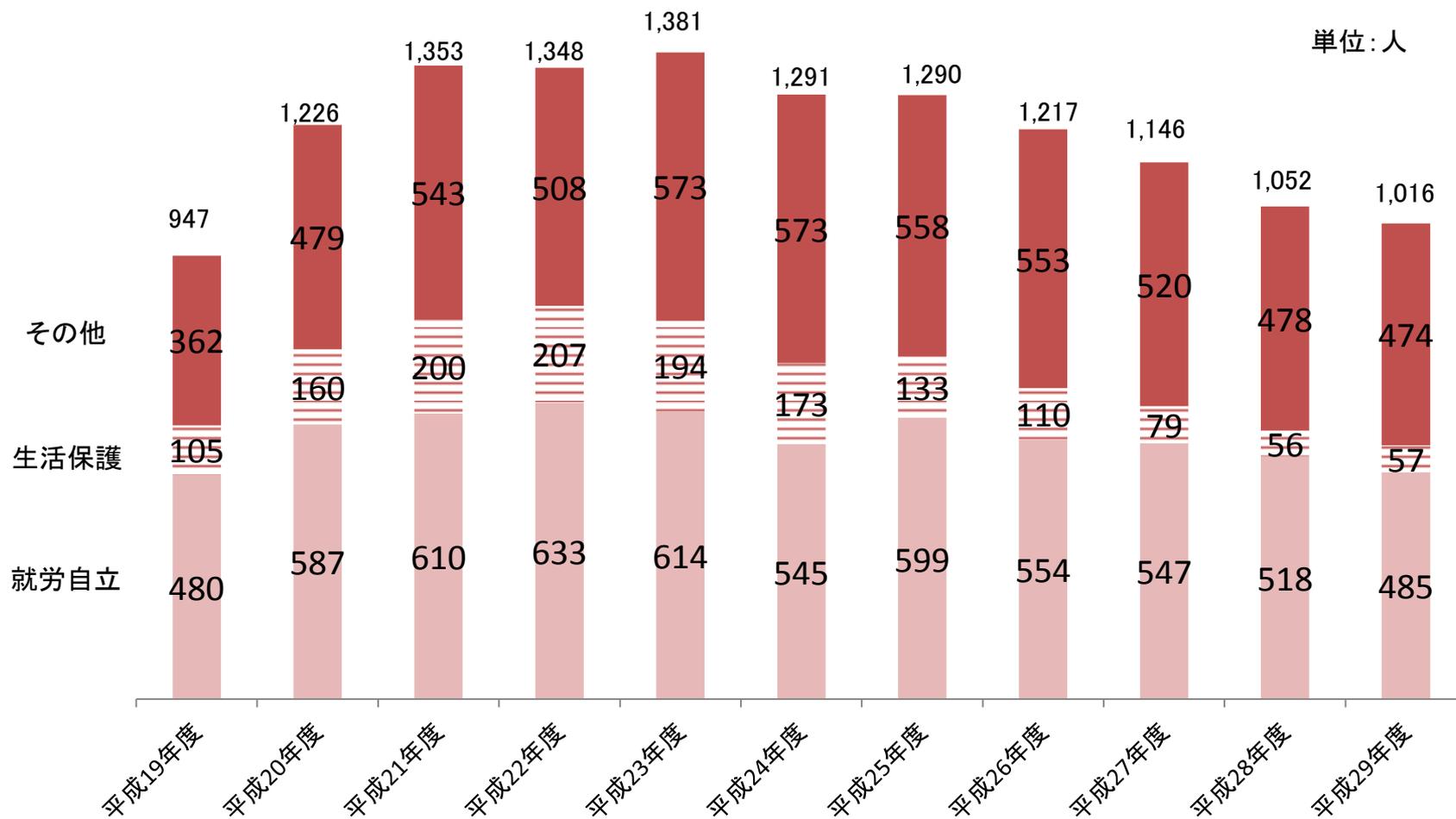
都内のホームレスの高齢化、路上生活の長期化が進行している。



資料:ホームレスの生活実態調査

自立支援センター利用者の退所後の状況

約6割が就労自立、または、生活保護などにより地域生活へ移行している。



ホームレス等対策の状況

- これまで、都と特別区の共同によるホームレス対策を継続的に実施してきた結果、都内のホームレス数は減少を続けピーク時の約1/5程度にまで減少した。
- 自立支援センター事業利用者の6割が就労自立や生活保護などの福祉施策により社会生活に復帰している。
- その一方、現在、路上生活を続けている者は、高齢化、路上生活が長期化した者の割合が高くなっており、こうしたホームレスの高齢化、長期化が課題となっている。

本ユニットにおける分析の方向性

- 生活保護については、稼働年齢層の受給状況が景気動向に左右される一方、高齢者については就労等による自立が困難であるため、今後も高齢者人口の大幅な増加に伴い、高齢の生活保護受給者の増加が見込まれる。
- 都内においては生活費に占める住宅費が高く、主な収入が老齢基礎年金の場合は生活保護の最低生活費の基準に達していない。
- ホームレスの状況を見ても、都区共同のホームレス対策等により、都内のホームレス数は減少しているが、ホームレスの長期化、高齢化が課題となっている。
- なお、生活保護事業等、生活困窮者等支援、ホームレス等対策いずれにおいても稼働層に対する就労支援等は、一定の効果がでている。

【方向性】

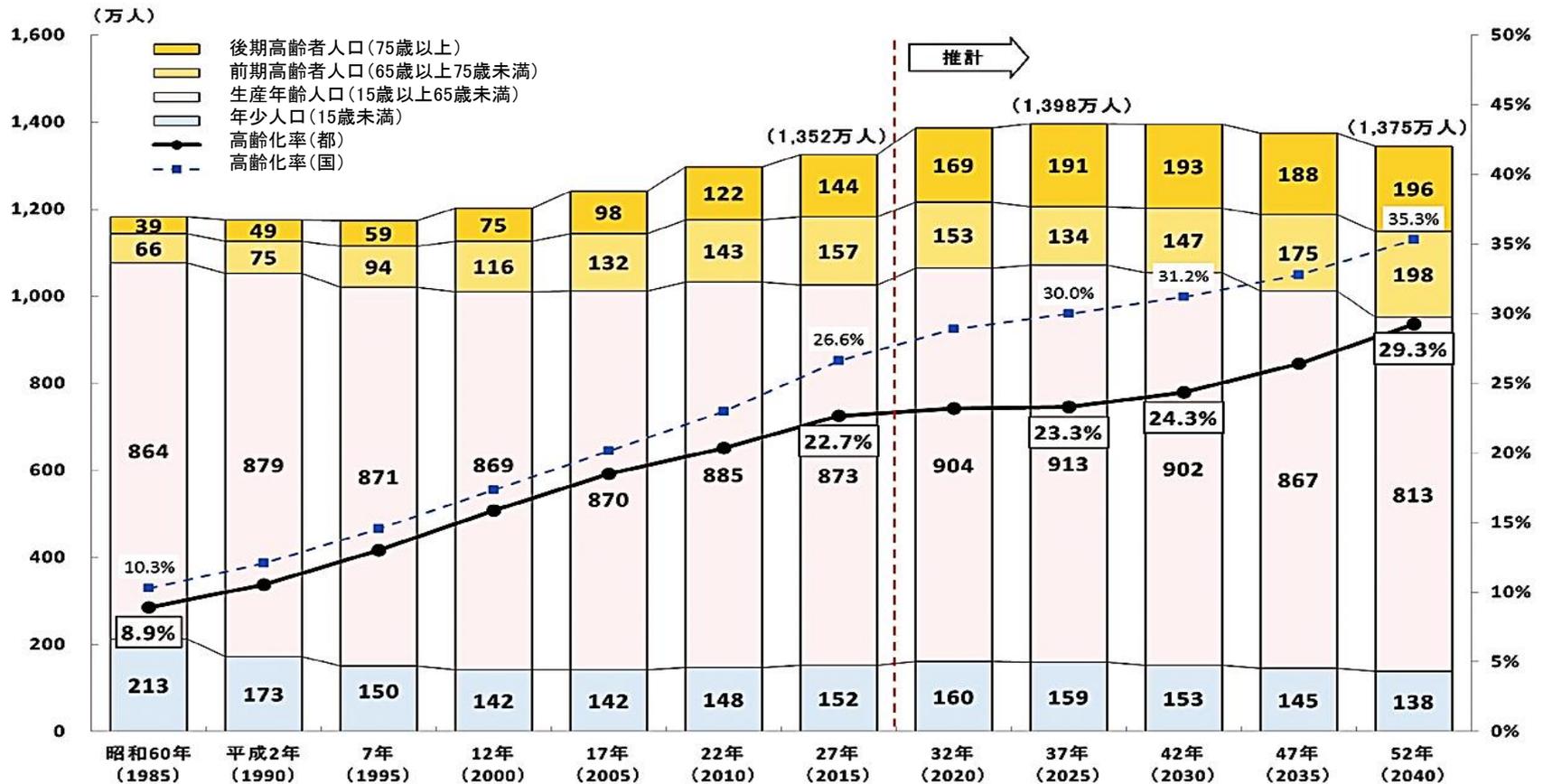
- こうした状況を踏まえると、就労自立等が困難な低所得高齢者への対策が今後の困窮者等支援における大きな課題である。
- 生活保護受給者を始めとする低所得者等への支援については、相談支援、就労支援、生活支援等様々であるが、地域で安定した生活を送るためには、安定した住居を確保することが重要であり、最低限度の生活を保障するためには、住まい確保の支援が必要となる。

⇒ 「低所得高齢者等の住まい対策」について、分析を行う。

第2章 「低所得高齢者等の住まい対策」の現状

高齢者人口の推移

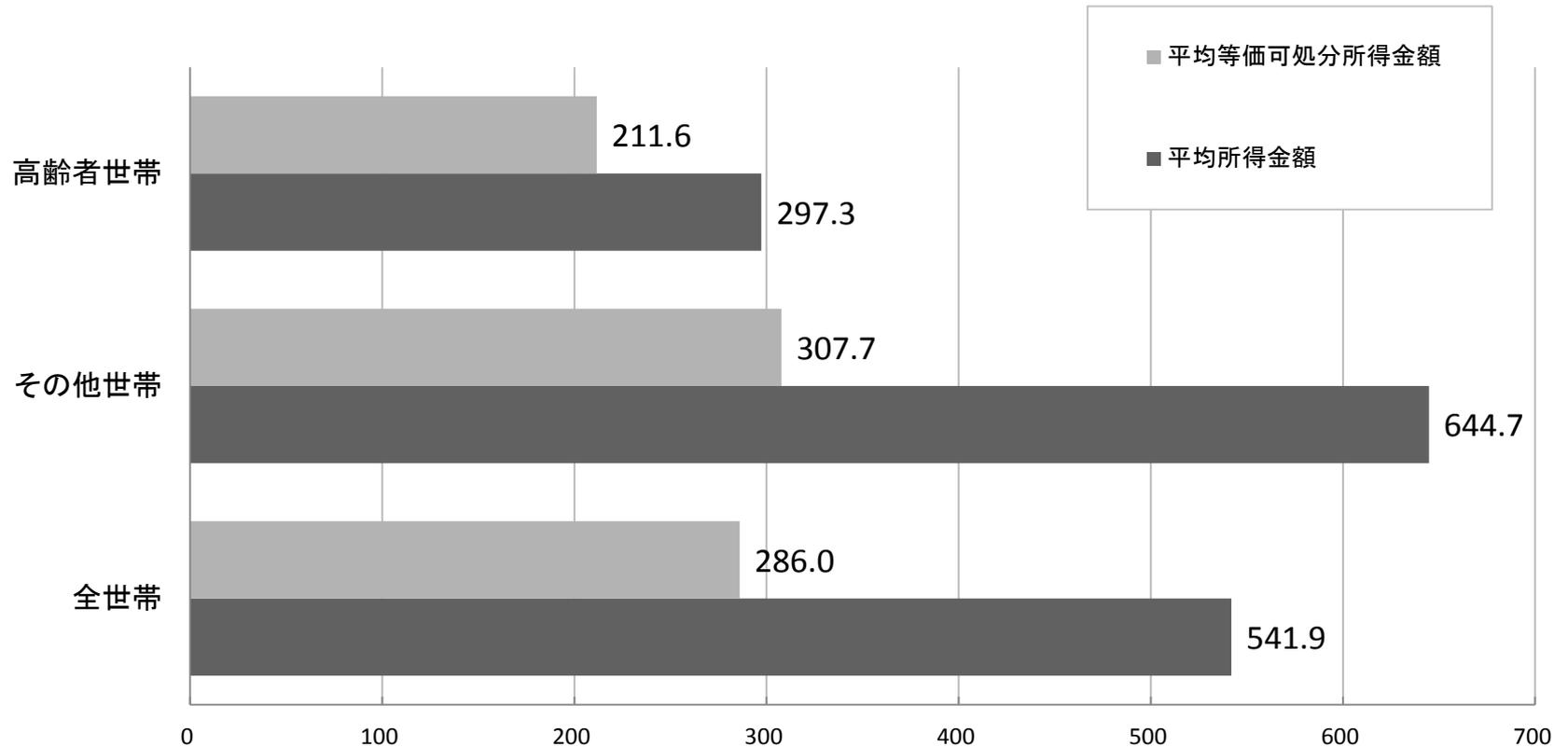
平成27年の65歳以上の高齢者人口は約301万人、総人口に占める割合は22.7%である。
 今後も高齢者人口は増加が続き、平成37年には約326万人（高齢化率は23.3%）、平成42年には約339万人（高齢化率は24.3%）に達し、都民の4人に1人が高齢者となる見込みであり、今後は後期高齢者が大幅に増加する。



資料：東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）より

高齢者世帯の所得状況（単位：万円）

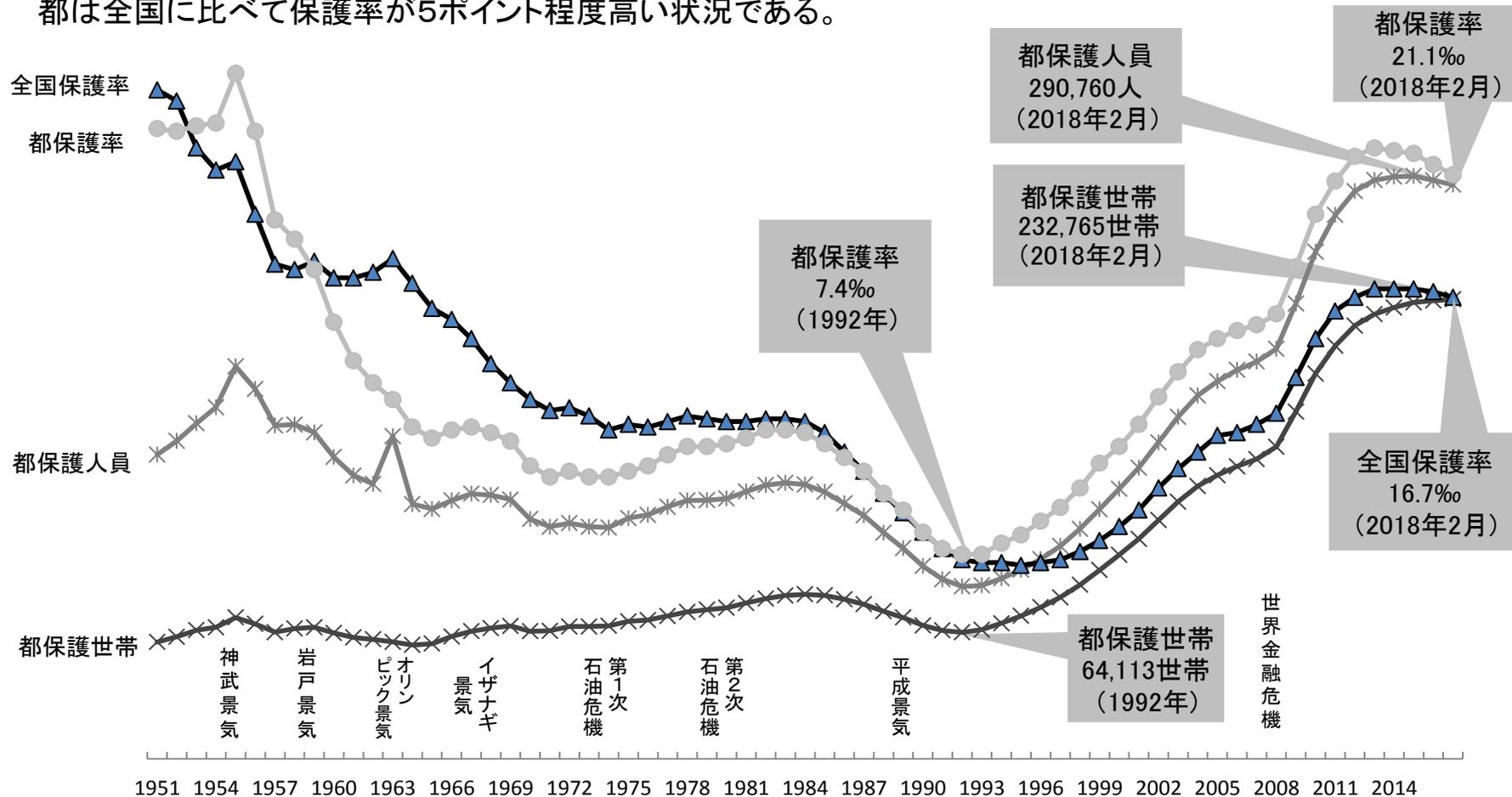
高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得（平成26（2014）年の一年間の所得）は297.3万円で、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いたその他の世帯（644.7万円）の5割弱となっている。



資料：平成29年版高齢社会白書（内閣府）より

被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (単位:世帯、人、‰)

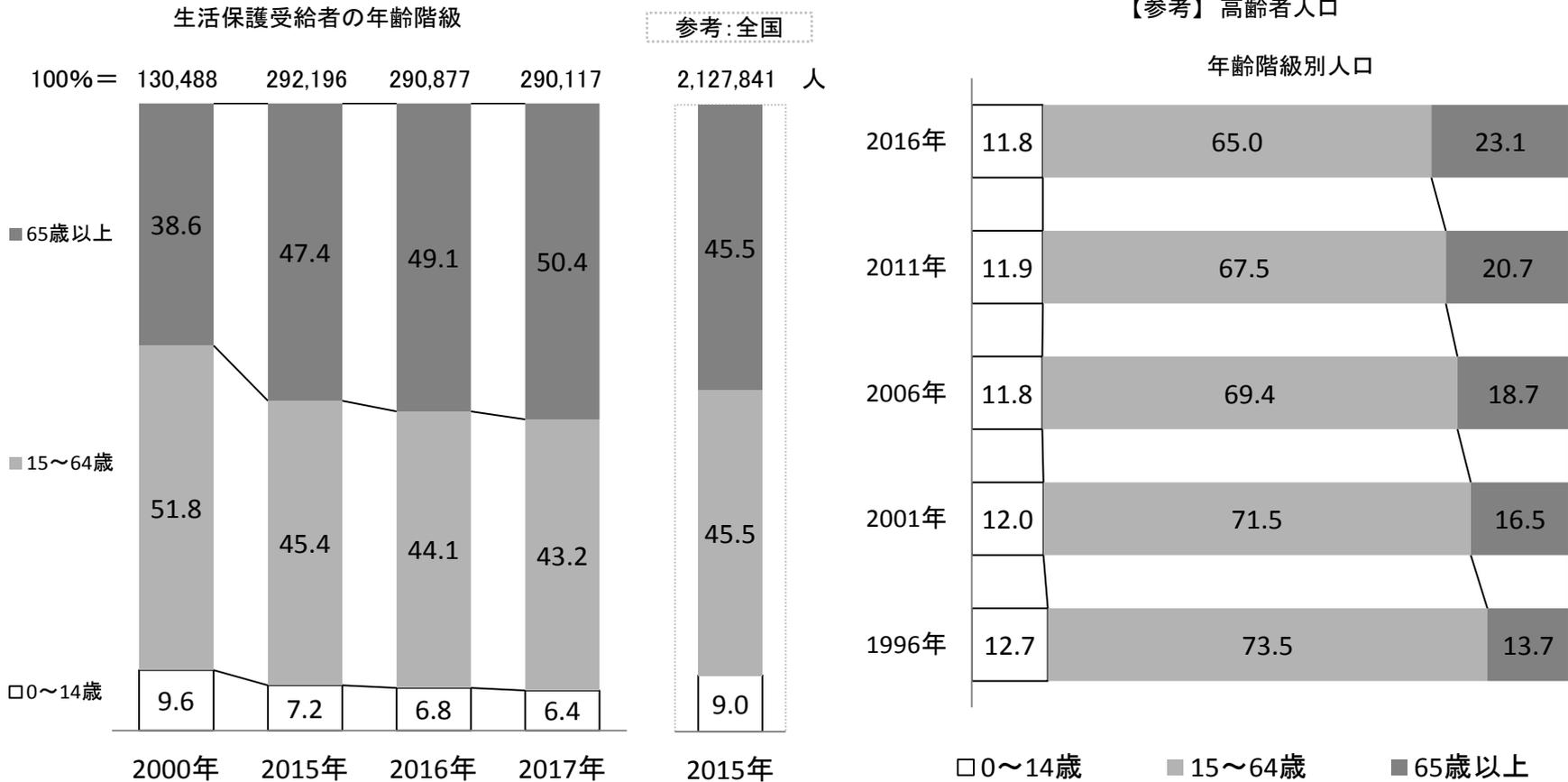
被保護世帯数は増加傾向であるが、被保護人員及び保護率は、直近では微減した。
 都は全国に比べて保護率が5ポイント程度高い状況である。



資料: 被保護者調査 (2012年3月以前の数値は福祉行政報告例)

低所得者（生活保護受給者）の高齢者割合（単位：％）

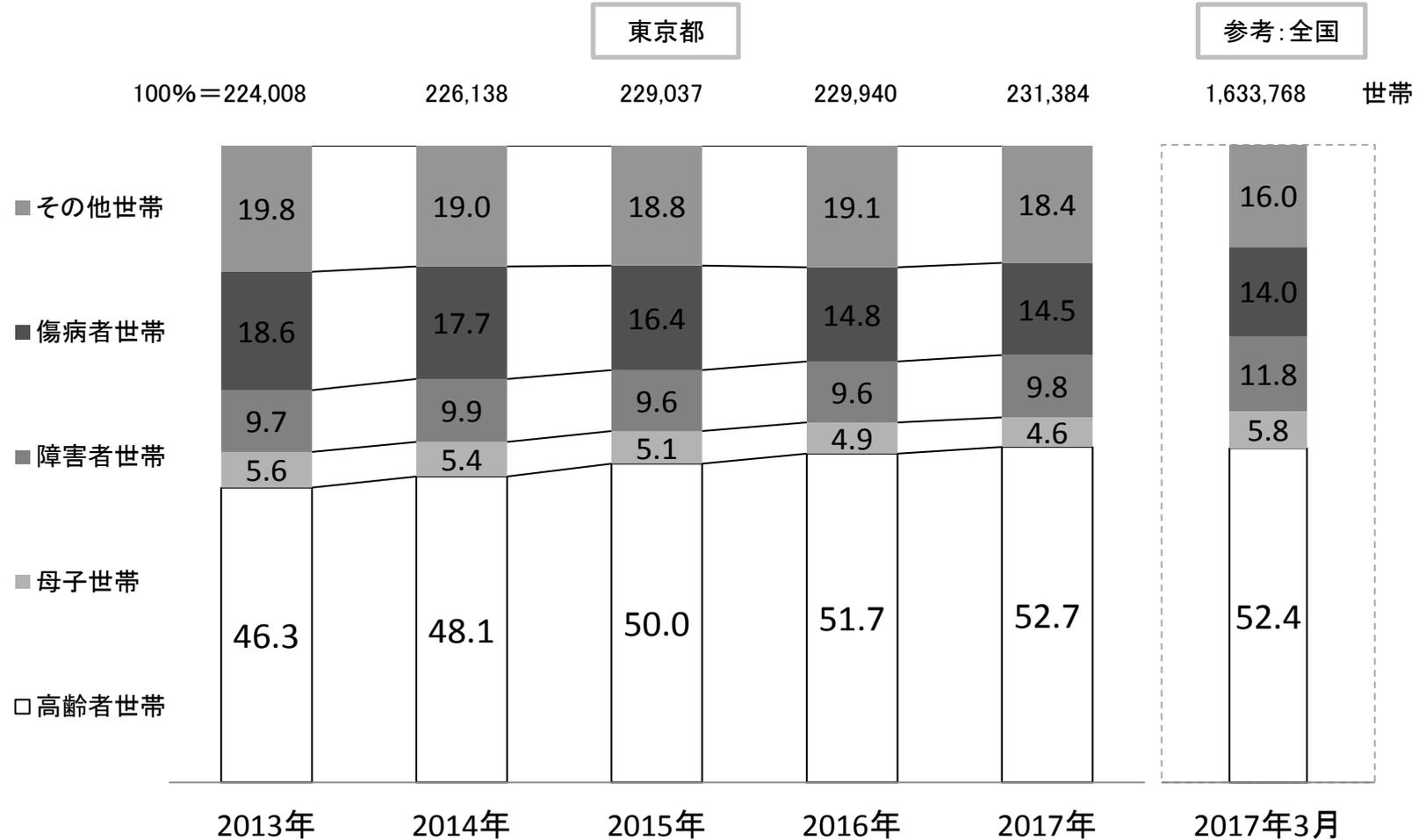
東京都の高齢者人口の割合は増加が続いており、同様に生活保護受給者の高齢者割合も増加傾向である。



資料：被保護者調査年次調査（2012年3月以前は、被保護者全国一斉調査、東京都高齢者の人口（推計）

生活保護受給者の世帯類型別割合の推移（単位：％）

被保護受給世帯の世帯類型「高齢者世帯」が増加傾向にあり過半数を超えた。傷病者世帯は減少傾向にある。

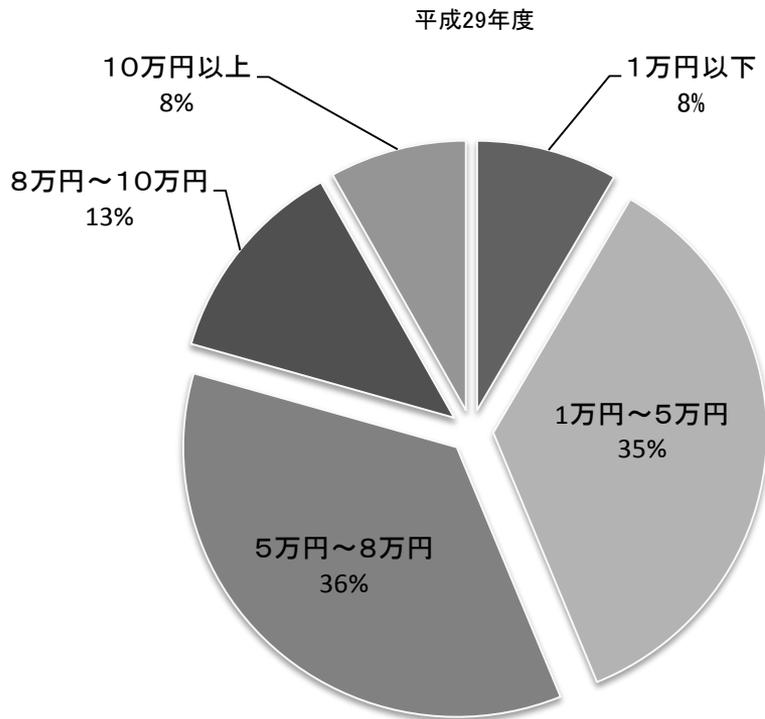


資料：被保護者調査年次調査結果（東京都分）、被保護者調査

低所得者（生活保護受給者）の年金受給状況 （老年基礎年金と最低生活費の比較）

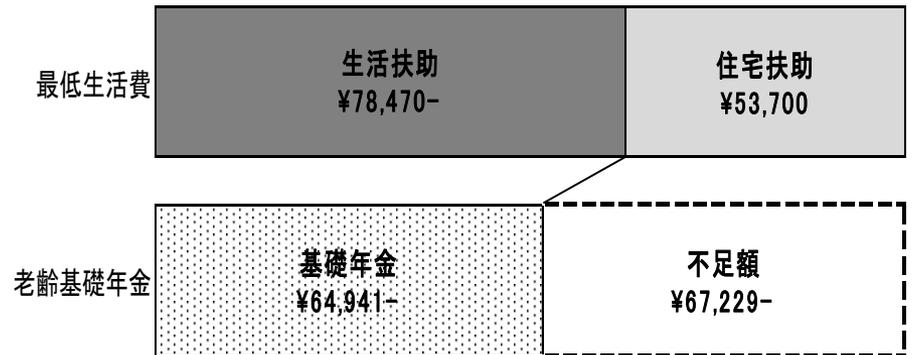
東京都の高齢者人口の割合は増加が続いているが、老齢基礎年金の受給のみでは、生活保護の最低生活費の基準に達していない。

生活保護受給者の年金受給状況



※年金を受給していない世帯を除く。

●高齢者、65歳単身世帯、1級地-1の場合(事例)

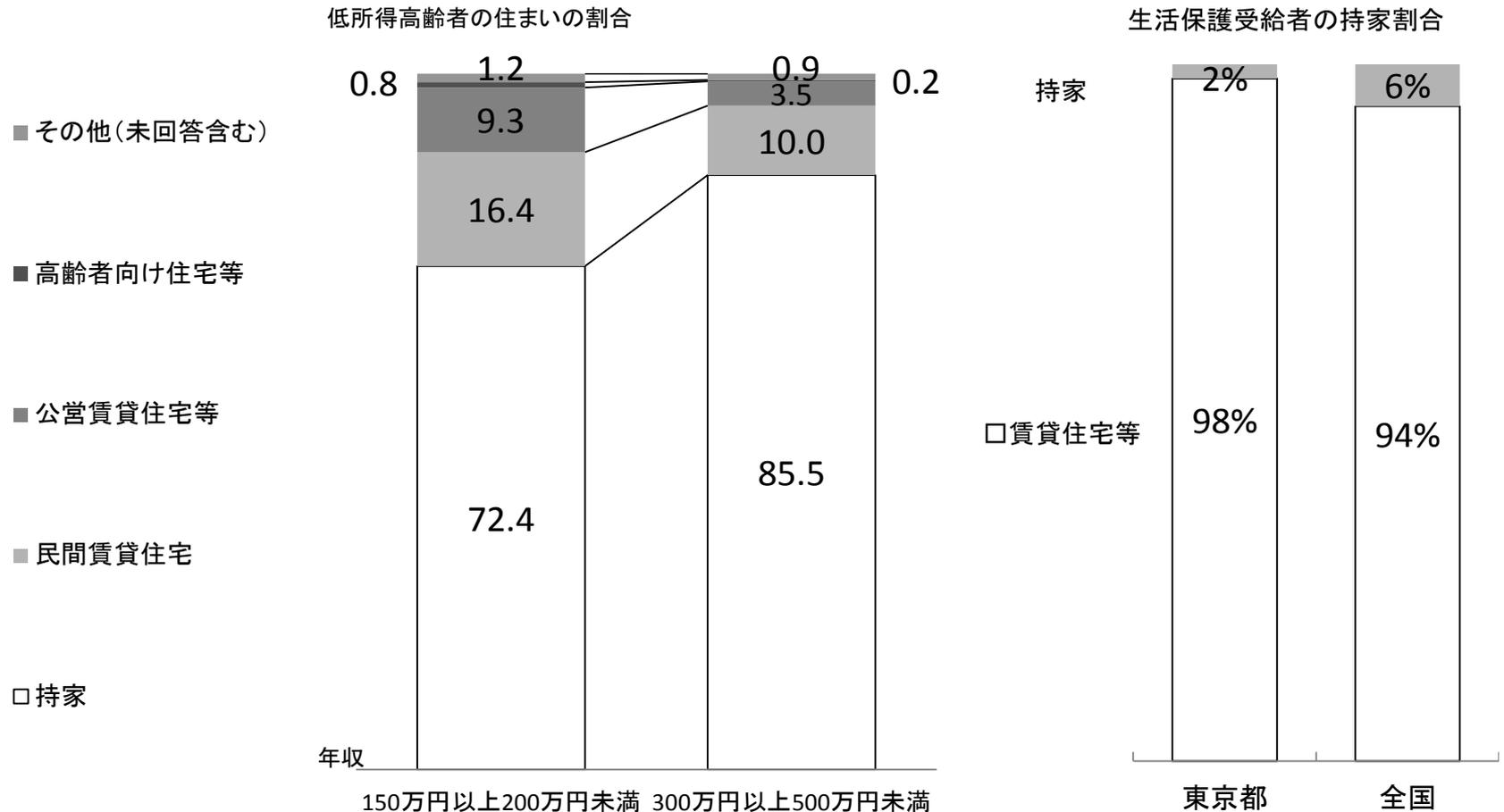


資料：被保護者調査年次調査（2012年3月以前は、被保護者全国一斉調査）

低所得高齢者等の住まいの状況①

(住宅の種類 (単位：%))

高齢者の年収が低い場合、持家の割合が低くなり、賃貸住宅に居住している割合が高くなっている。また、都内の生活保護受給者の持家割合は全国でも最低水準である。

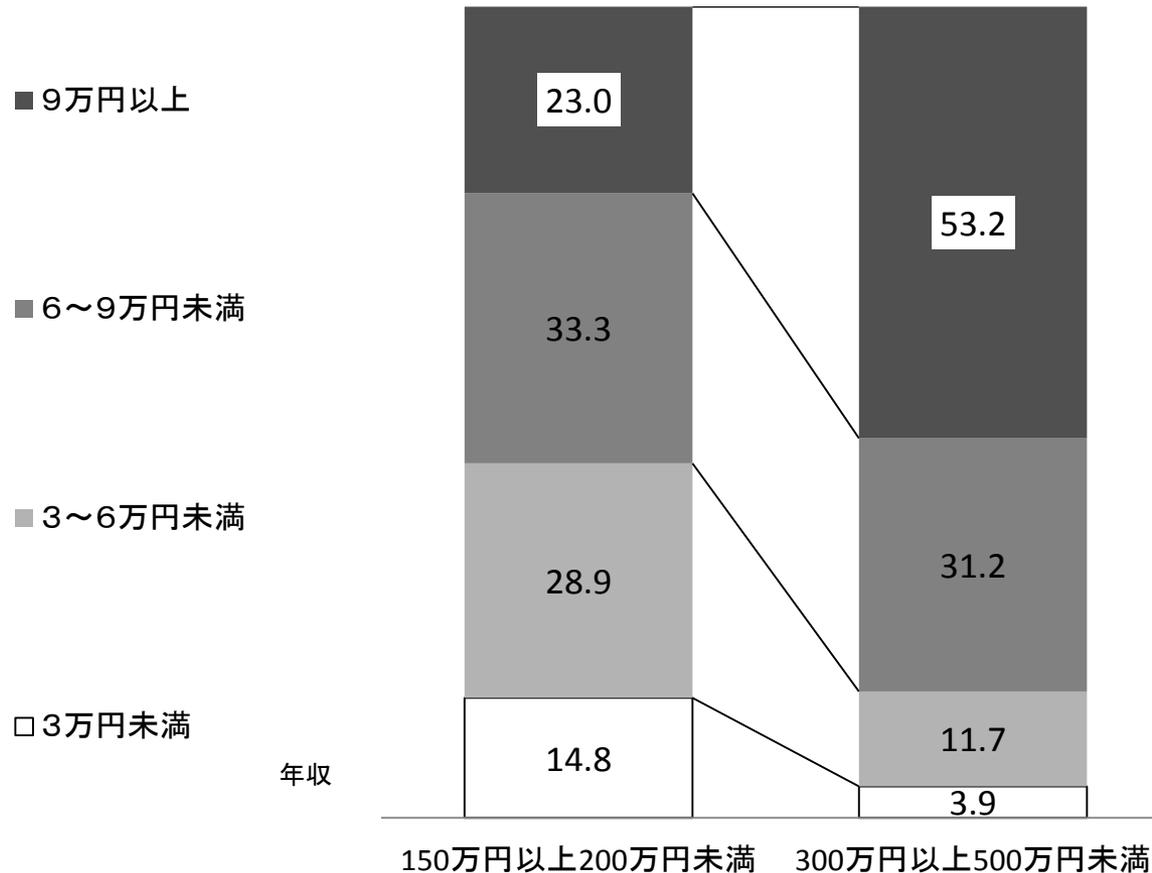


資料：平成27年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」の結果、生活保護受給者の居住実態に関する調査の集計結果(厚生労働省)より

低所得高齢者等の住まいの状況②

(住まいの家賃 (単位: %))

高齢者の家賃は、年収が低い場合、9万円以上の割合は低下するが、約半数以上が6万円以上の家賃となっている。

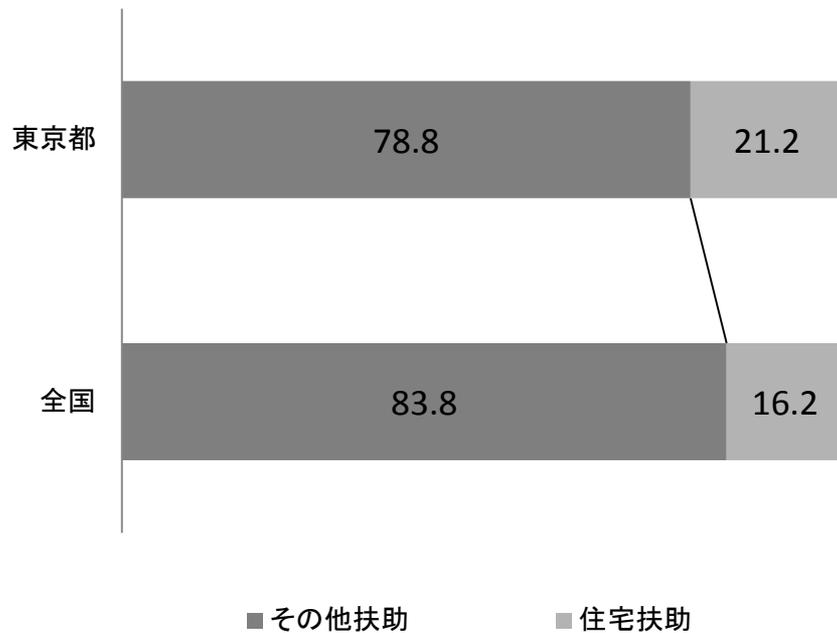


資料:平成27年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」の結果より

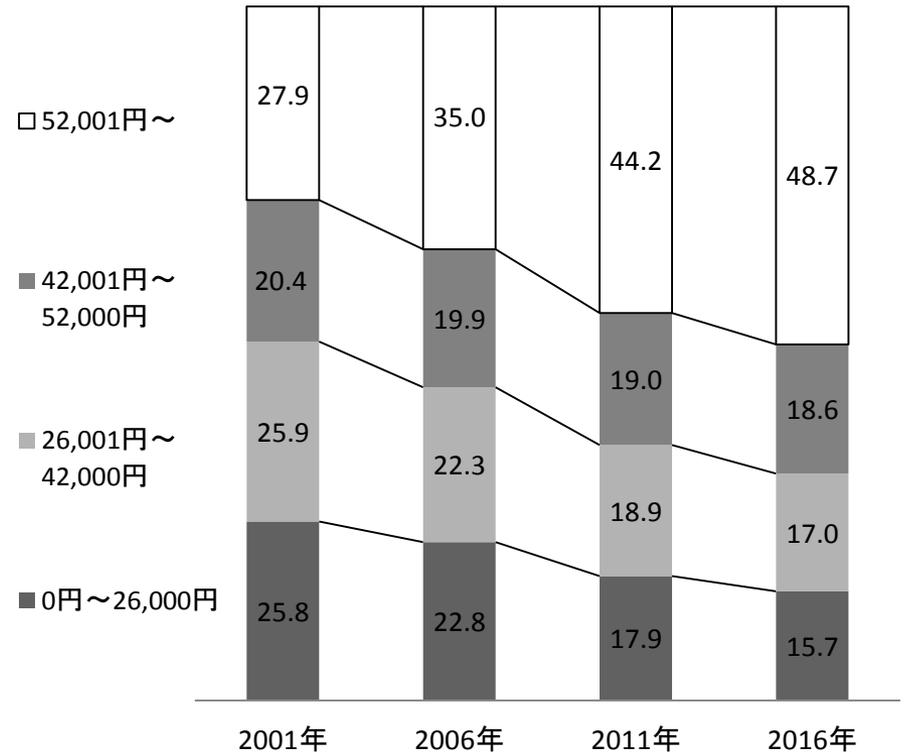
低所得高齢者等の住まいの状況③ (生活保護費に占める住宅扶助の割合)

東京都の生活保護費に占める住宅扶助の割合は、全国に比べ約5ポイント高い。被保護世帯の家賃も年々上昇している。

住宅扶助費の割合(2015年度)



借家・借間世帯の家賃間代の状況

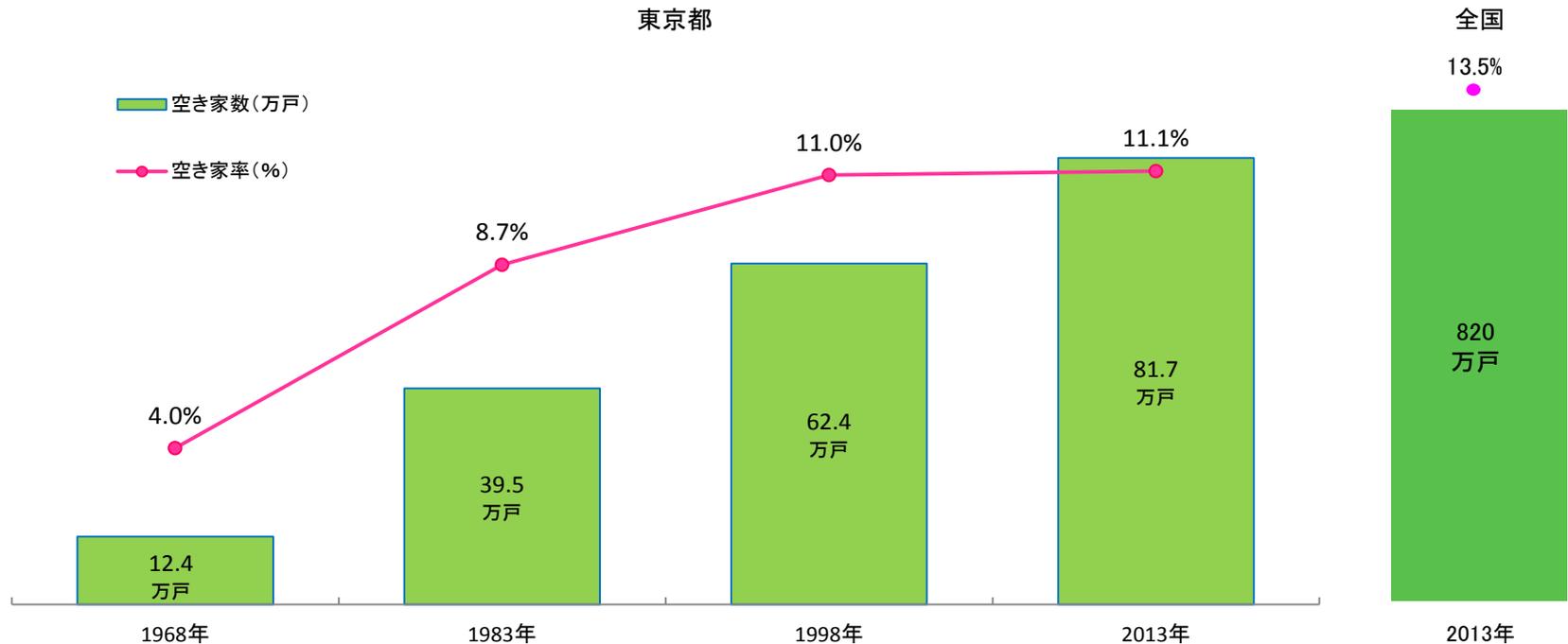


資料: 被保護者調査年次調査(2012年3月以前は、被保護者全国一斉調査)、生活保護費負担金事業実績報告(厚生労働省)

低所得高齢者等の住まいの状況④

（空き家数及び空き家率の推移（単位：戸、％））

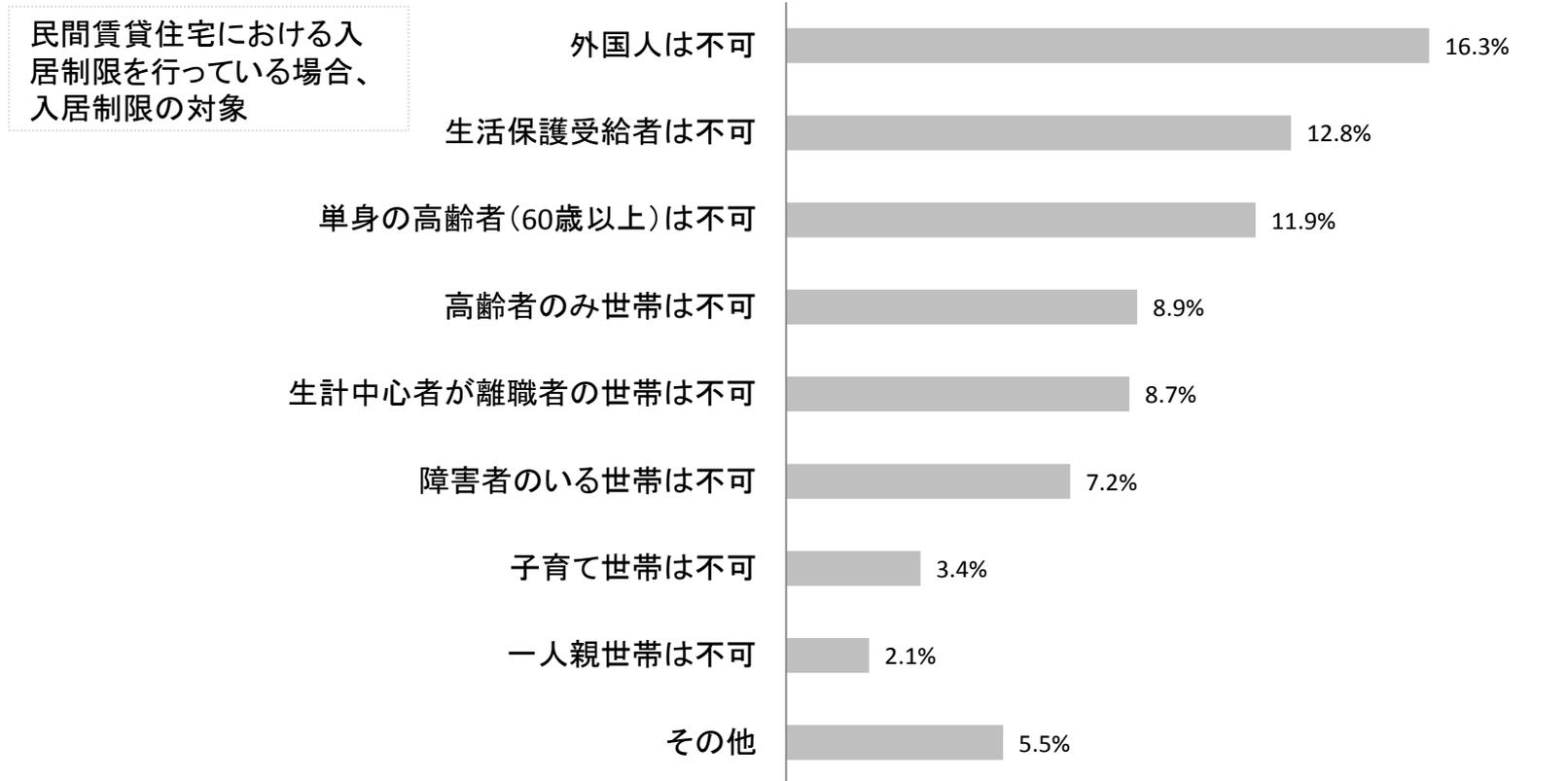
東京都内には、約82万戸の空き家があるが、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居は進んでいない。全国と比べて、空き家率は低いが、全国のおおよそ1割の空き家が東京都内にある状況である。



資料：住宅・土地統計調査（総務省）より

低所得高齢者等の住まいの状況⑤ (民間賃貸住宅における入居制限の状況)

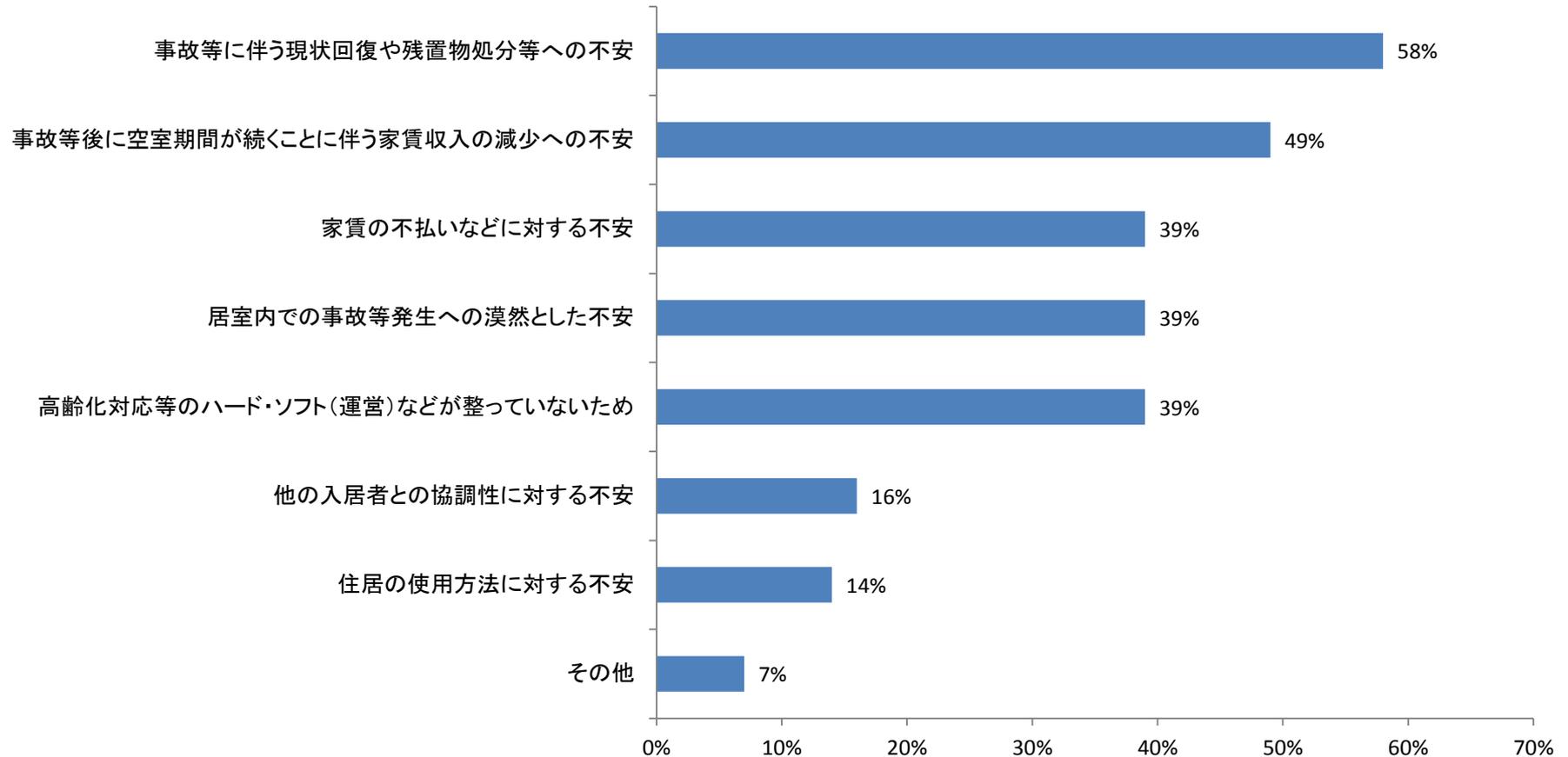
民間賃貸住宅においては、生活保護受給者や一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯は不可とするなどの入居制限が行われている状況が依然として見られる。



資料:「東京都地域福祉支援計画」(東京都)より

低所得高齢者等の住まいの状況⑥ (高齢者に対して物件を貸さない理由)

居室内での事故等への家主の不安から、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居は困難となっている。

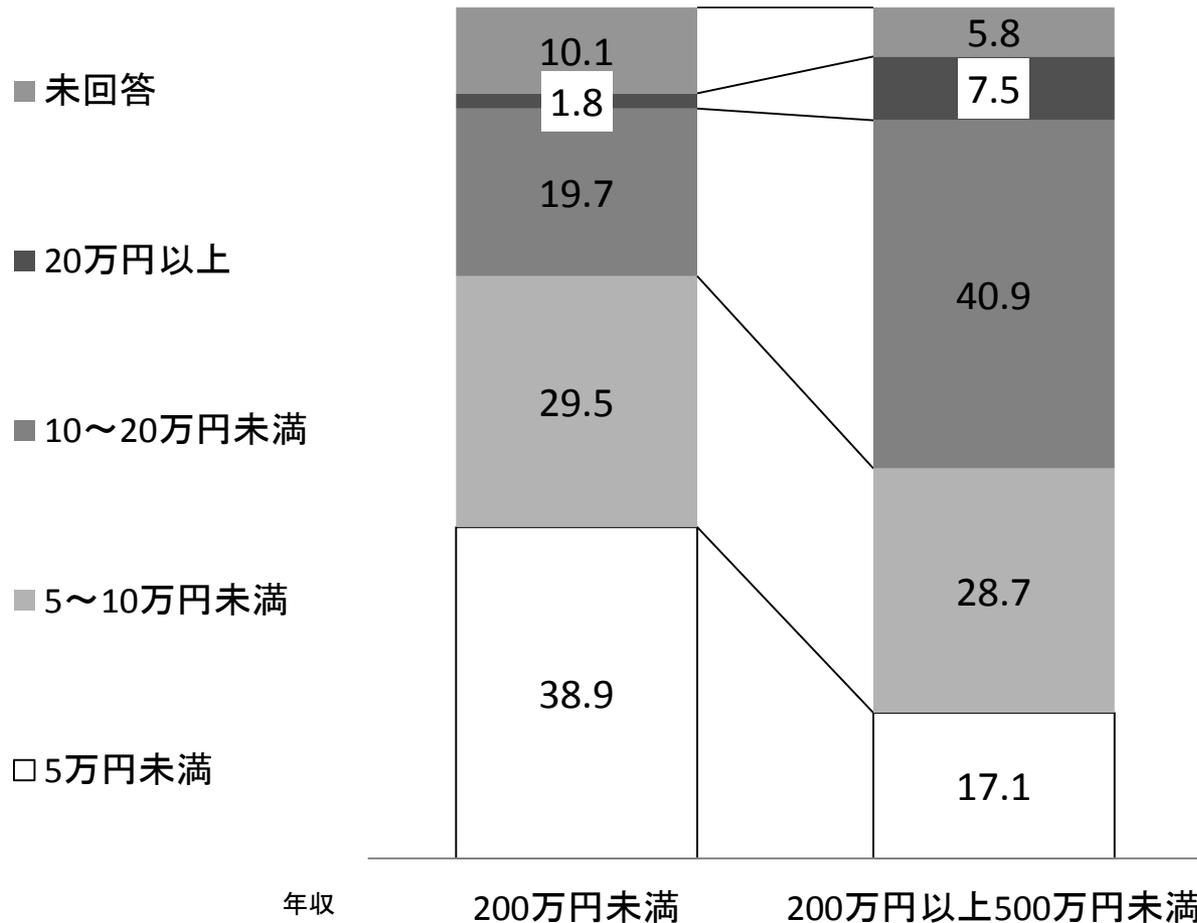


資料:「生活支援付すまい確保事業パンフレット」(東京都)より

低所得高齢者等の住まいの状況⑦

（住まいに支出できる費用の状況（単位：％））

介護などの支援が必要となって、自宅以外に住むことになった場合に自宅以外（サービス付高齢者住宅、有料老人ホーム、特別養護老人ホームなど）の住まいに支出できる費用は、年収が少ないほど、低くなる傾向がある。

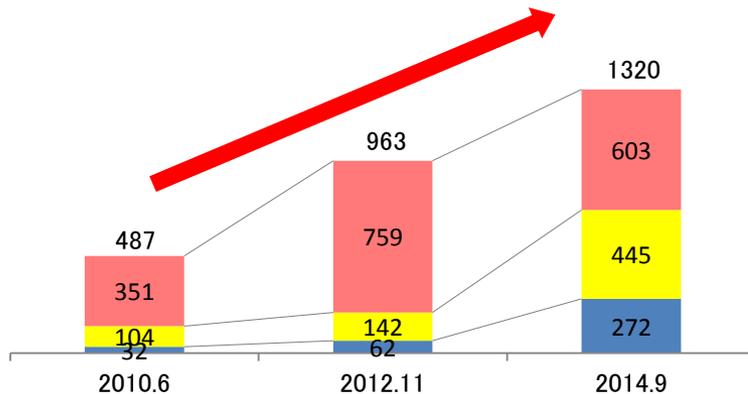


低所得高齢者等の住まいの状況⑧

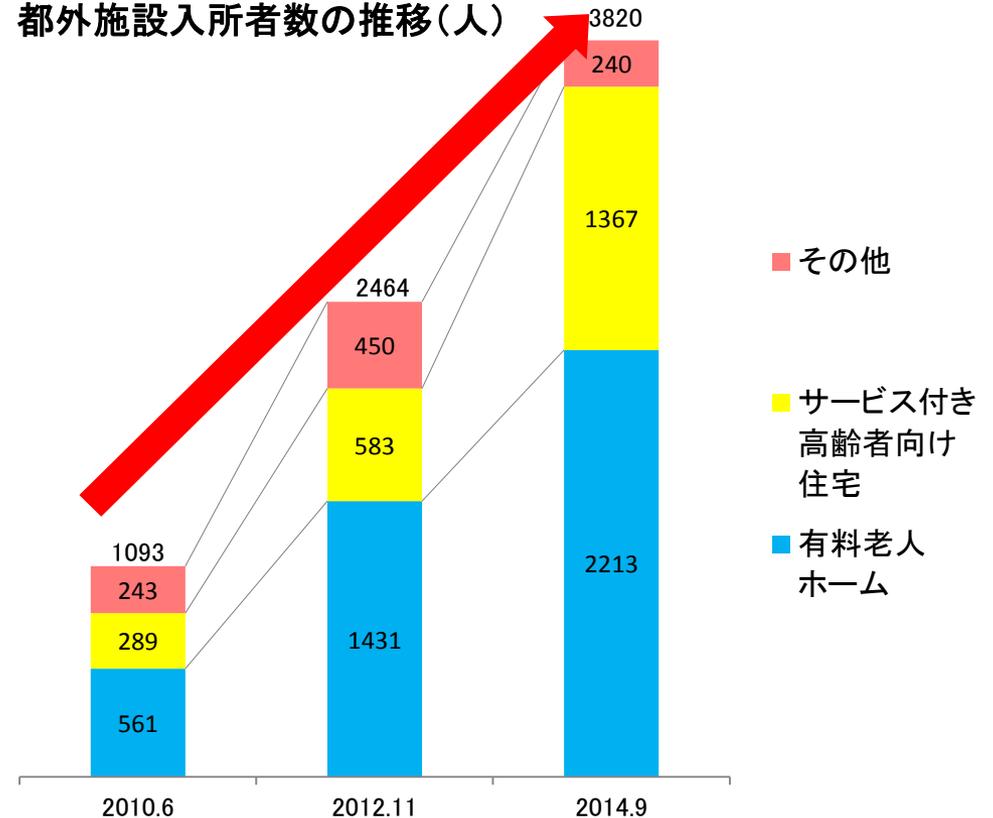
(生活保護受給者の有料老人ホーム等利用実態)

生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用者数は年々増加しており、都内施設よりも都外施設の利用割合の伸びが大きい。社会福祉各法に基づく届出を行っていない施設(法的位置づけのないものを含む)の利用割合は、都内・都外共に2014年度から減少に転じた。

都内施設入所者数の推移(人)



都外施設入所者数の推移(人)

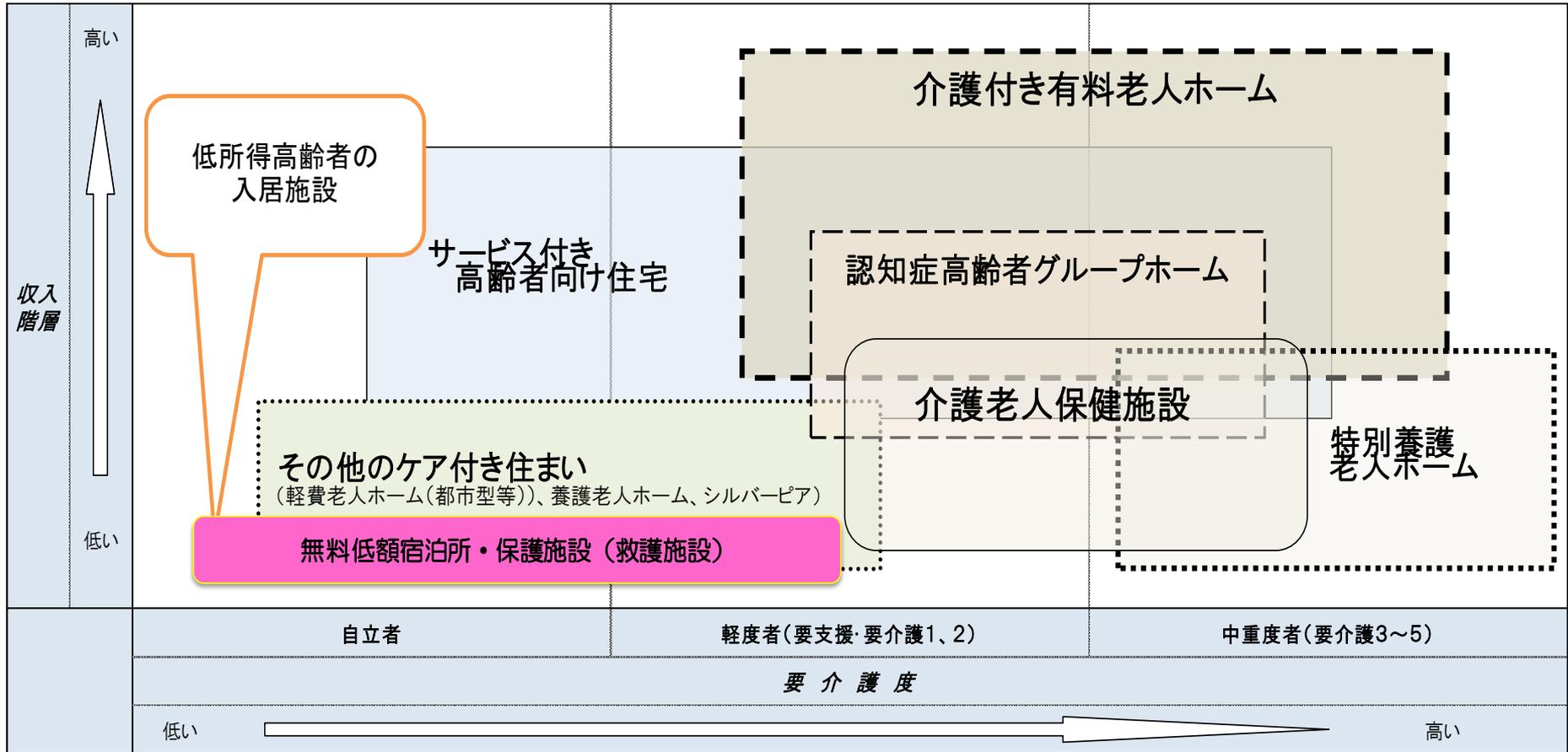


* 都内福祉事務所を通じた生活保護受給者

資料:生活保護受給者の有料老人ホーム等利用実態調査結果(2010年6月、2012年11月、2014年9月)東京都福祉保健局生活福祉部保護課調査

低所得高齢者等の住まい

(経済状況・要介護度と施設・在宅との関係【イメージ図】)



※同じ種類の施設・住宅の場合であっても、人員配置や運営主体の事業コンセプトにより受入対象の範囲は異なる。

一般的に、高齢者は、民間賃貸住宅や公営住宅のほか、上記のとおり、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに入居していると想定される。

本ユニットの分析対象となる低所得高齢者等の住まいとしては、「無料低額宿泊所」、「保護施設(救護施設)」がある。

生活福祉施策における低所得者向け施設等一覧

名称	事業内容	施設数
保護施設 (救護施設)	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	10
無料低額宿泊所	無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付、又は宿泊所その他の施設を利用させることを目的とする施設であり、居宅生活へ移行するまでの経過的施設。	170

【参考：都事業】

寄りそい型宿泊所事業	身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所。	5
------------	--	---

(その他：国制度)

住宅セーフティネット制度

①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援を実施。

地域における低所得者等の住まい対策 (社会福祉法に基づく無料低額宿泊所とは)

1 無料低額宿泊所（宿泊所）について

- 社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設である。
- 社会福祉法第69条により、宿泊所事業を開始したときは、事業開始の日から1ヶ月以内に事業経営地の都道府県知事に第67条第1項に掲げる事項を届出なければならないとされている。
※誰でも設置可能。経営主体に対する制限は設けられていない。
(自治体、社会福祉法人、財団法人、NPO法人、株式会社、有限会社、任意団体、個人など)
- 運営主体の大部分は、NPO法人によるもので、その他に社会福祉法人や財団法人が設置している宿泊所がある。

施設例



2 宿泊所のサービス形態

- 宿泊所では、居宅での自立生活が難しい生活保護受給者等に対し、以下のサービスの提供を実施している。
 - (1) 宿所の提供【全施設が実施】
 - (2) 食事の提供【約8割の施設が実施】
 - (3) 入所者への相談対応や就労支援等のサービスの提供【例：食事の見守り（約7割の施設が実施）、金銭管理の支援（約5割の施設が実施）、ハローワークへの同行（約3割の施設が実施）等】

3 都内の無料低額宿泊所の状況

施設数：170箇所 定員：5,136名（平成30年3月31日現在）

無料低額宿泊所における国、都、区市の役割について

無料低額宿泊所については、国・都・区市が以下のとおり役割を担っている。

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> * 社会福祉法2条3項8号により無料低額宿泊所について規定 * 『社会福祉法2条3項8号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について』(ガイドライン)(社会・援護局長通知)
都	<ul style="list-style-type: none"> * 社会福祉法第69条に基づく事業開始、変更、廃止の届出の受理 * 社会福祉法第70条に基づく指導検査 * 宿泊所設置運営指導指針(ガイドライン)の制定
区市	<ul style="list-style-type: none"> * 生活保護法の実施【生活保護法】

低所得高齢者等の住まいにおける無料低額宿泊所の位置づけ

現状

- 一般的に、高齢者は、民間賃貸住宅や公営住宅のほか、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに入居しており、本人の状況に応じて、自立した生活を送っていたり、介護サービスや家族等の支援を受けながら生活していると想定される。
- しかし、都内においては、低所得者であることを理由に、本人のニーズに応じた住まいを確保することが困難なケースもある。
- このため、低所得高齢者が居宅での自立した生活が難しい場合、無料低額宿泊所が利用されるケースもある。
- 無料低額宿泊所は、本来、居宅での自立した生活が困難な被保護者等が、自立した生活に移行するまでの間の一時的な住まいとして利用されるものであるが、低所得高齢者等の住まいとして長期的に利用されている実態もあるなど課題も多いことから、第3章以降では、無料低額宿泊所の分析を行う。

第3章

「無料低額宿泊所」の現状

無料低額宿泊所に係る都の取組

(1) 宿泊所設置運営指導指針(ガイドライン)による行政指導

- ・多様な事業者の参入により宿泊所が急増し、状況の変化が著しいことから、サービス水準の向上を図り適切な施設運営を確保するため、設備面や運営面を規定したものを平成15年に策定。
- ・平成26年度には、宿泊契約と生活サービス契約を別にする事とした改定を実施。
- ・厚生労働省が平成27年4月にガイドラインを改定したため、都は平成28年4月に改定。
- ・実地による指導検査を各宿泊所2～3年に1回程度実施。

(2) 寄りそい型宿泊所事業

・事業概要

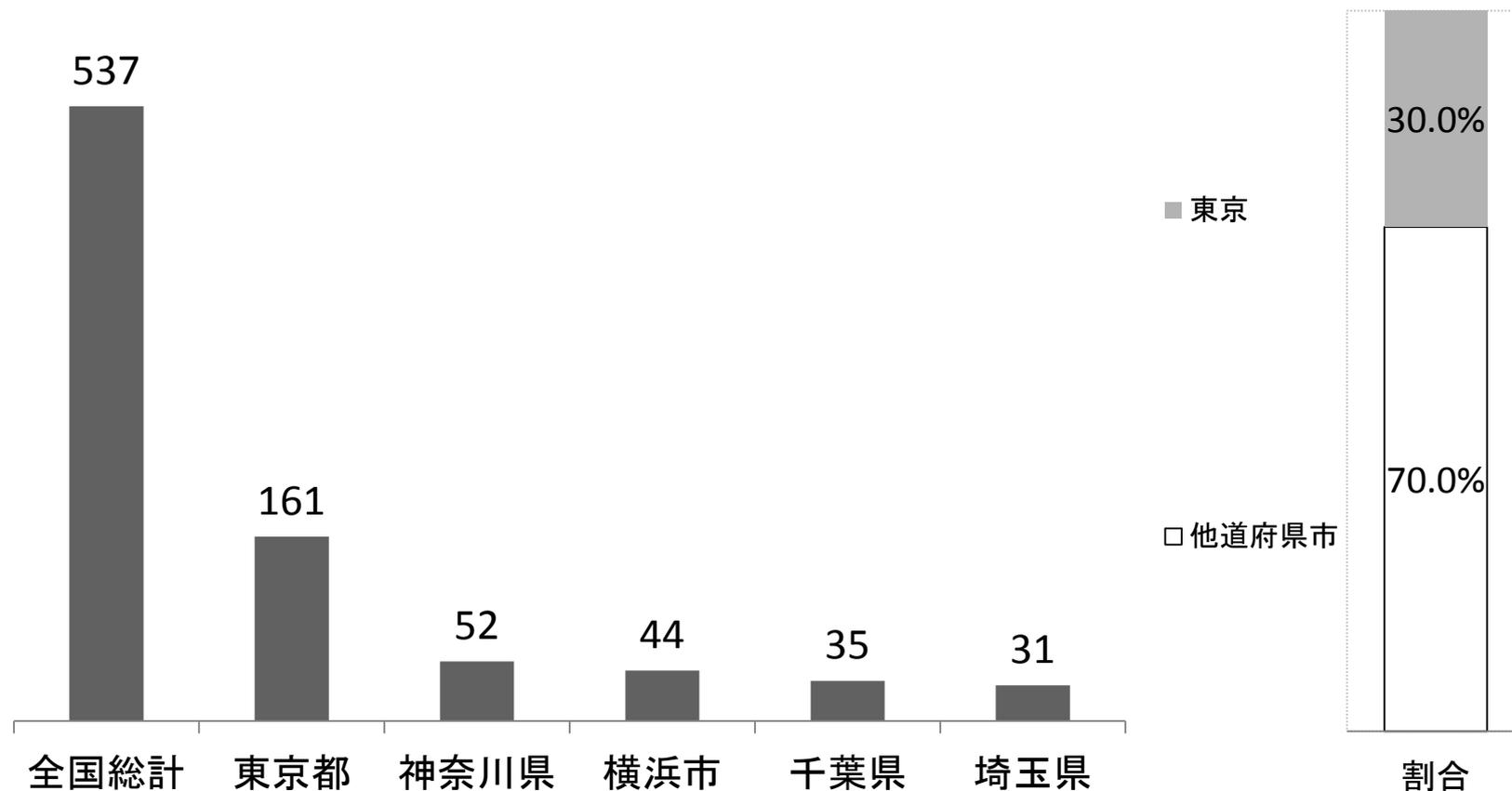
都では、低所得高齢者等が本来的な居場所(介護保険施設、ケア付き住まい等)を利用できるようになるまでの間、不安なく居住できるように一定の水準を満たす無料低額宿泊所「寄りそい型宿泊所」として機能強化を図っている。バリアフリー化、防火設備(スプリンクラー等)の設置、社会福祉士等の有資格者の配置に対して都が独自に補助している。

・平成30年度予算:46,000千円(規模:7か所)

・延べ実績:平成26年度:1か所、平成27年度:3か所、平成28年度:6か所、平成29年度:5か所

無料低額宿泊所の設置状況（単位：箇所、%）

東京都の無料低額宿泊所設置数は、全国で最も多く、全国の30%となっている。



資料：無料低額宿泊事業を行う施設に関する調査について（厚生労働省平成27年調査）より
調査対象：都道府県、指定都市、中核市が対象（東京都は八王子市除く）

東京都における無料低額宿泊所の定員数の推移

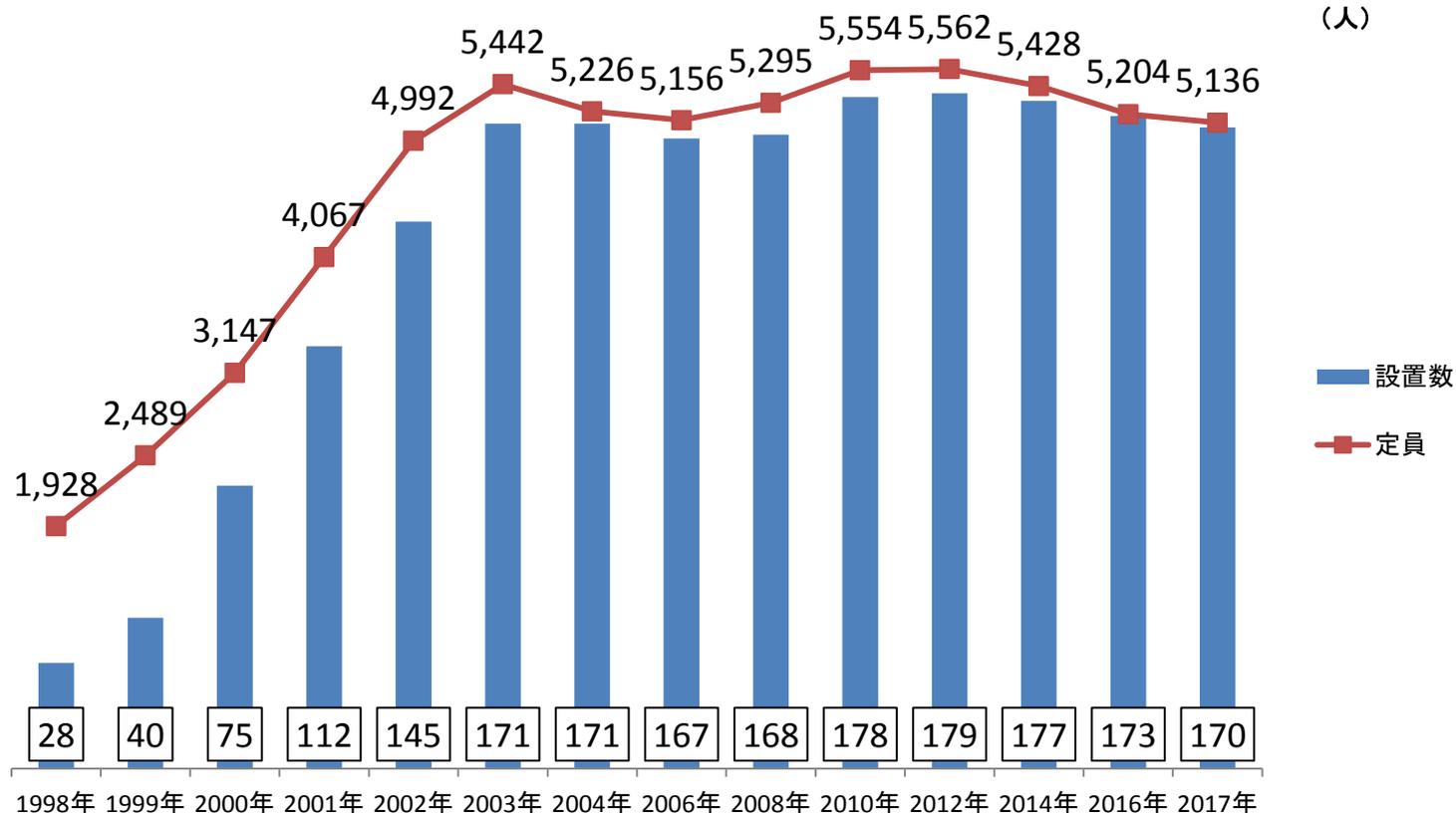
(単位：箇所、人)

居宅での自立した生活が困難な被保護者等の一時的な住まいとして、社会福祉法に基づく無料低額宿泊所が利用されている。

設置数及び定員の推移

(箇所)

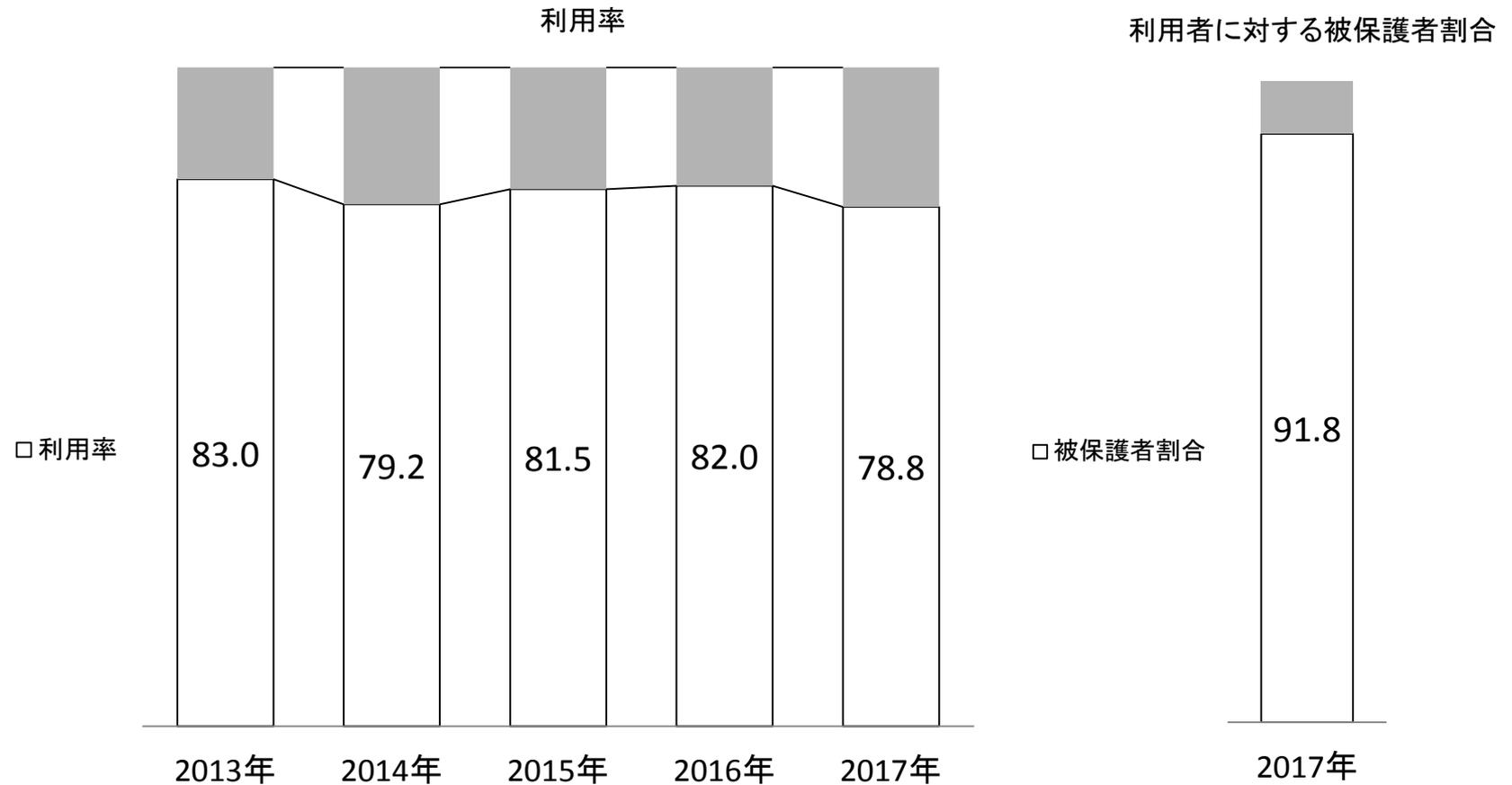
(人)



資料：東京都調べ

無料低額宿泊所の利用率（単位：％）

無料低額宿泊所利用者の定員に対する利用者数（利用率）は約8割程度で推移している。また、利用者の9割が被保護者である。

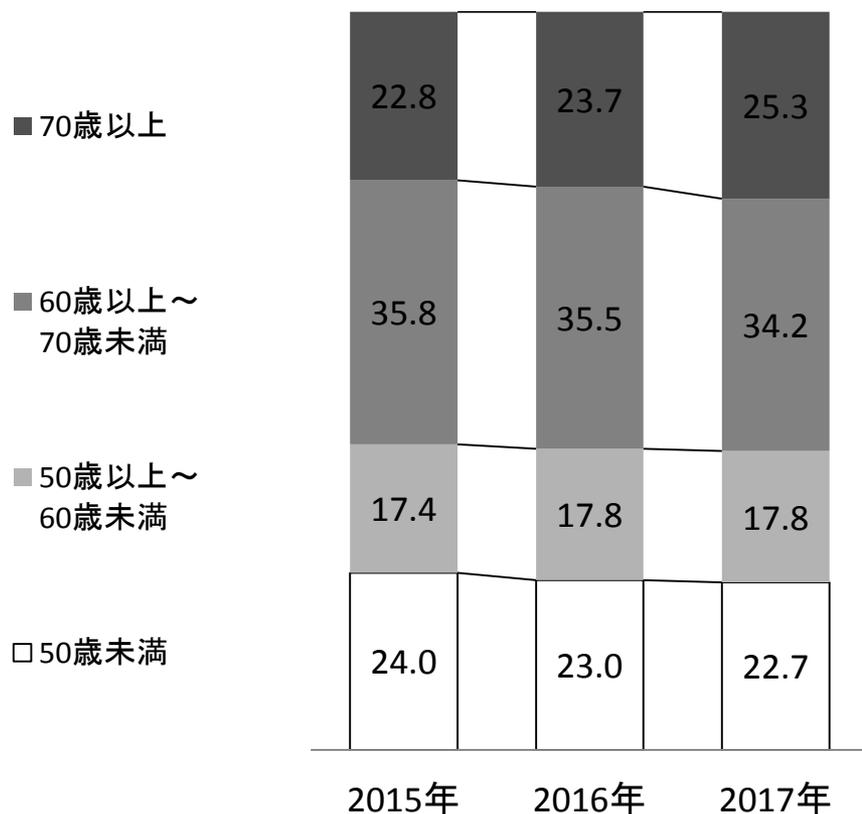


資料：東京都調べ

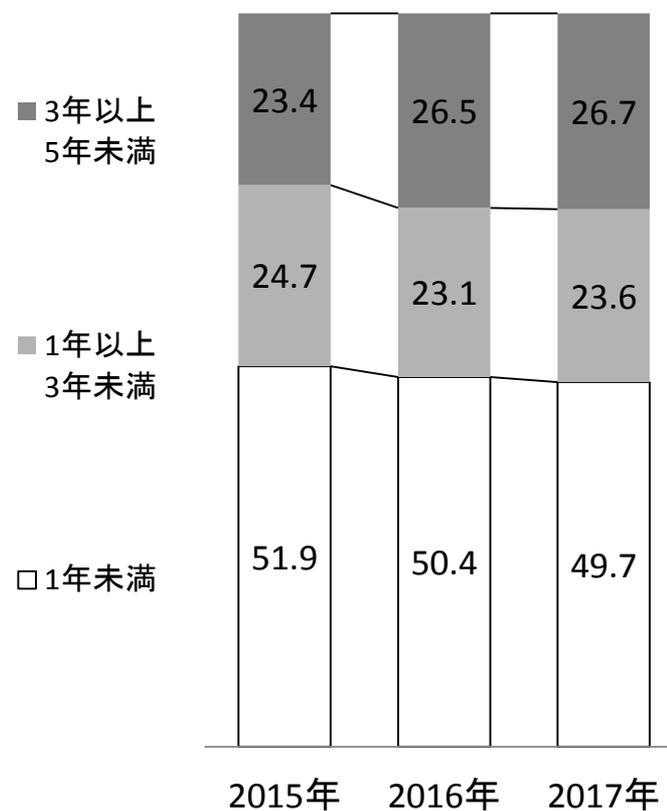
無料低額宿泊所の利用状況（単位：％）

無料低額宿泊所利用者の高齢化が進んでいる。また、入所期間も長期化傾向にある。

利用者の年齢構成



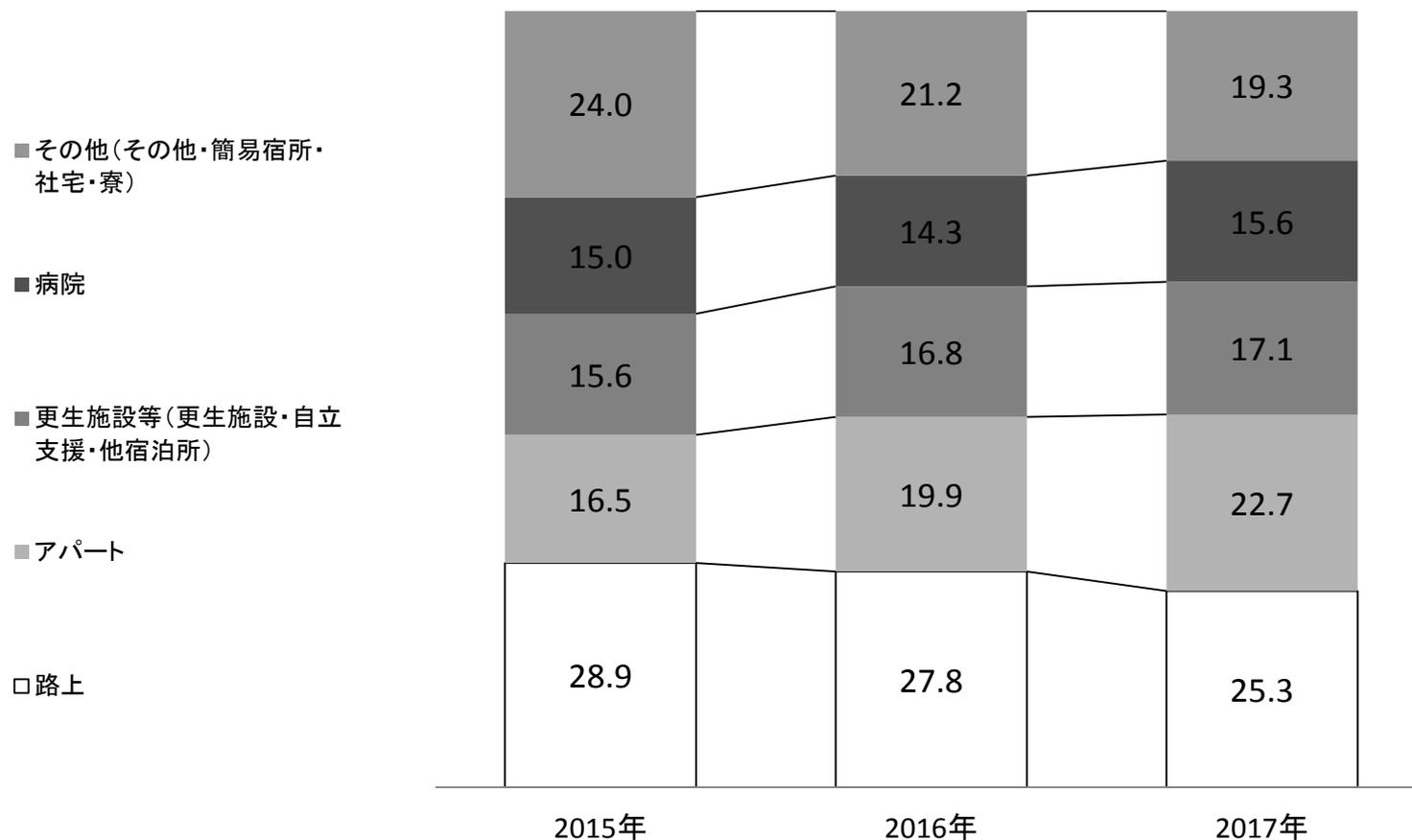
入所期間



資料：東京都調べ

無料低額宿泊所の入所前の居所について（単位：％）

無料低額宿泊所入所前の居所は、「路上」が最も多く、減少傾向である。次いで「アパート」が多く、増加傾向となっている。



資料：東京都調べ

無料低額宿泊所の退所後について（単位：％）

無料低額宿泊所退所後については、「アパート等」が最も多く、増加傾向となっている。

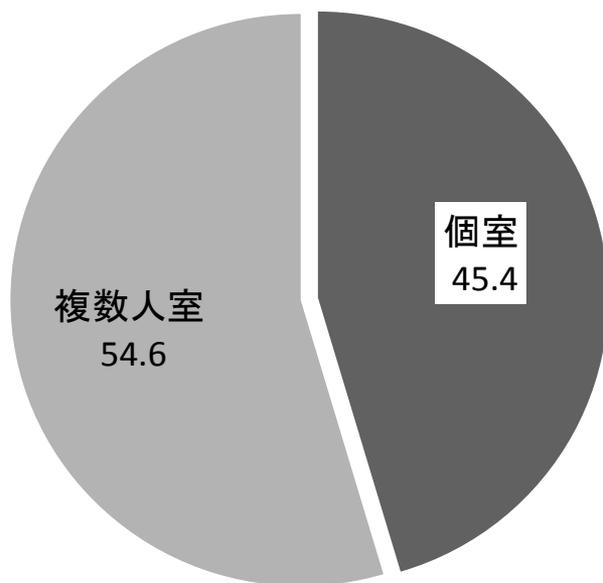


資料：東京都調べ

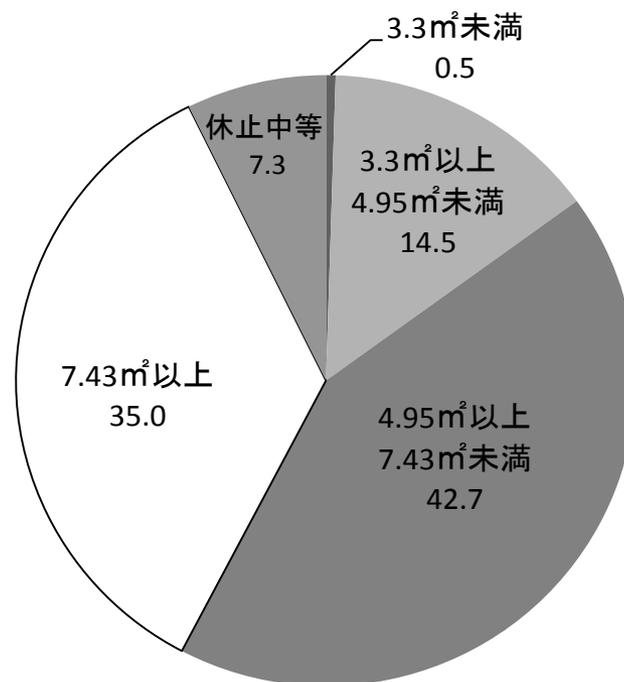
無料低額宿泊所の居住環境（単位：％）

無料低額宿泊所の個室の割合は、約半数である。入所者一人当たりの床面積が4.95㎡未満の割合は全体の15ポイント程度を占めている。

個室の割合(定員ベース)



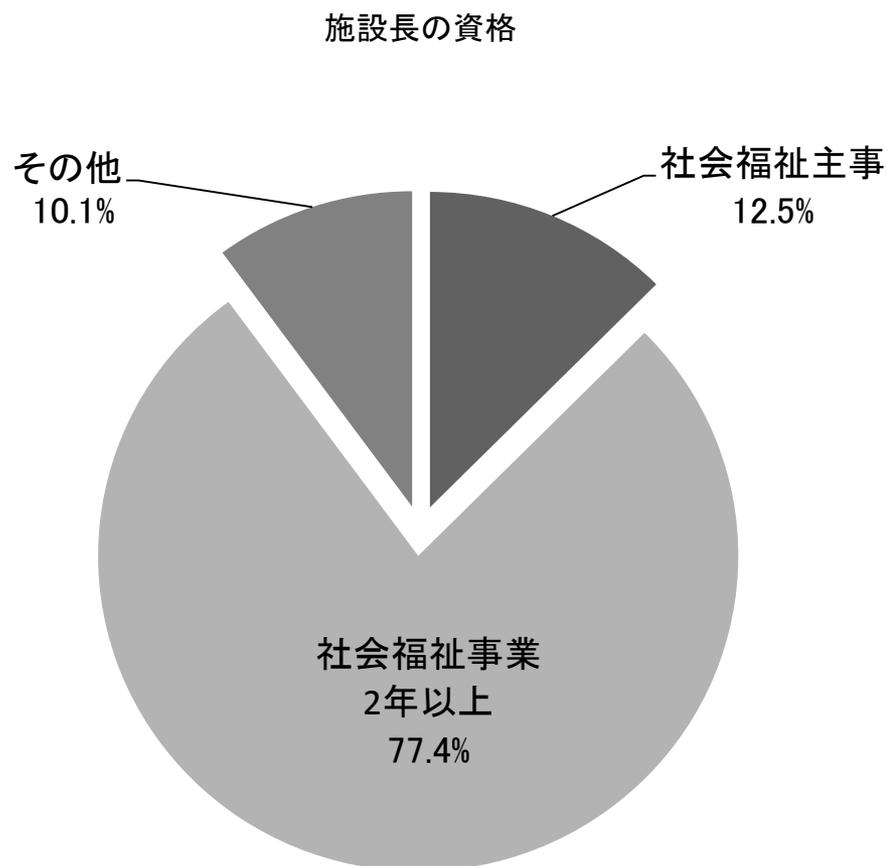
入所者の一人当たり床面積(定員ベース)



注：宿泊所設置運営指導指針では、入所者一人当たりの床面積は、7.43㎡以上、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上確保することと定めている。

無料低額宿泊所の運営状況（単位：％）

無料低額宿泊所の施設長は、宿泊所設置運営指導指針に規定する基準を満たす必要があるが、内部雇用からの登用など、福祉の知識や経験のない施設長の配置もあり、社会福祉主事の任用資格を有する者は、約1割と少ない状況である。

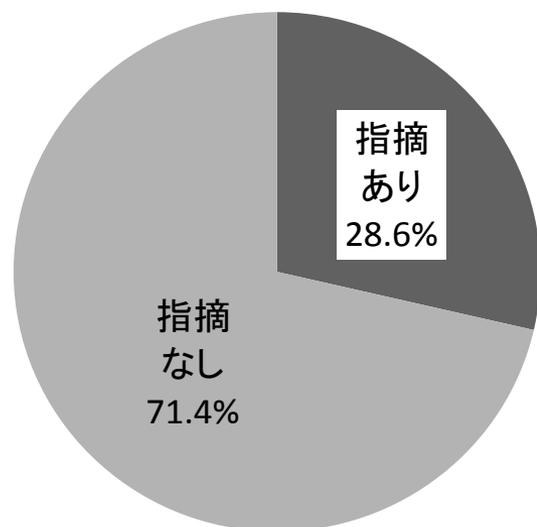


資料：東京都調べ

無料低額宿泊所の指導検査の結果

無料低額宿泊所に対しては、社会福祉法70条に基づく指導検査を実施している。
平成28年度においては、実地検査を行った70施設のうち20施設が何らかの文書指摘を受けている。

文書指摘状況



指摘の具体的事例(抜粋)

- 施設長の変更を届け出ていない。定員及び居室又は居室定員の変更を届け出ていないなど。
- 消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練を実施していない。
- 食費が食材費等に見合った適切な額となっていない。
- 施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めていない。
- やむを得ない場合には、利用者の金銭管理を適正に行うこと。
- 病虫害の駆除等施設内の衛生管理を適切に行うこと。等

資料:平成28年度指導検査結果報告書より

無料低額宿泊所に係る国の制度改正について

国は社会福祉法等を改正し、無料低額宿泊所の規制を強化するとともに、日常生活上の支援を提供する仕組みを創設することとしている。(平成32年4月1日施行)

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

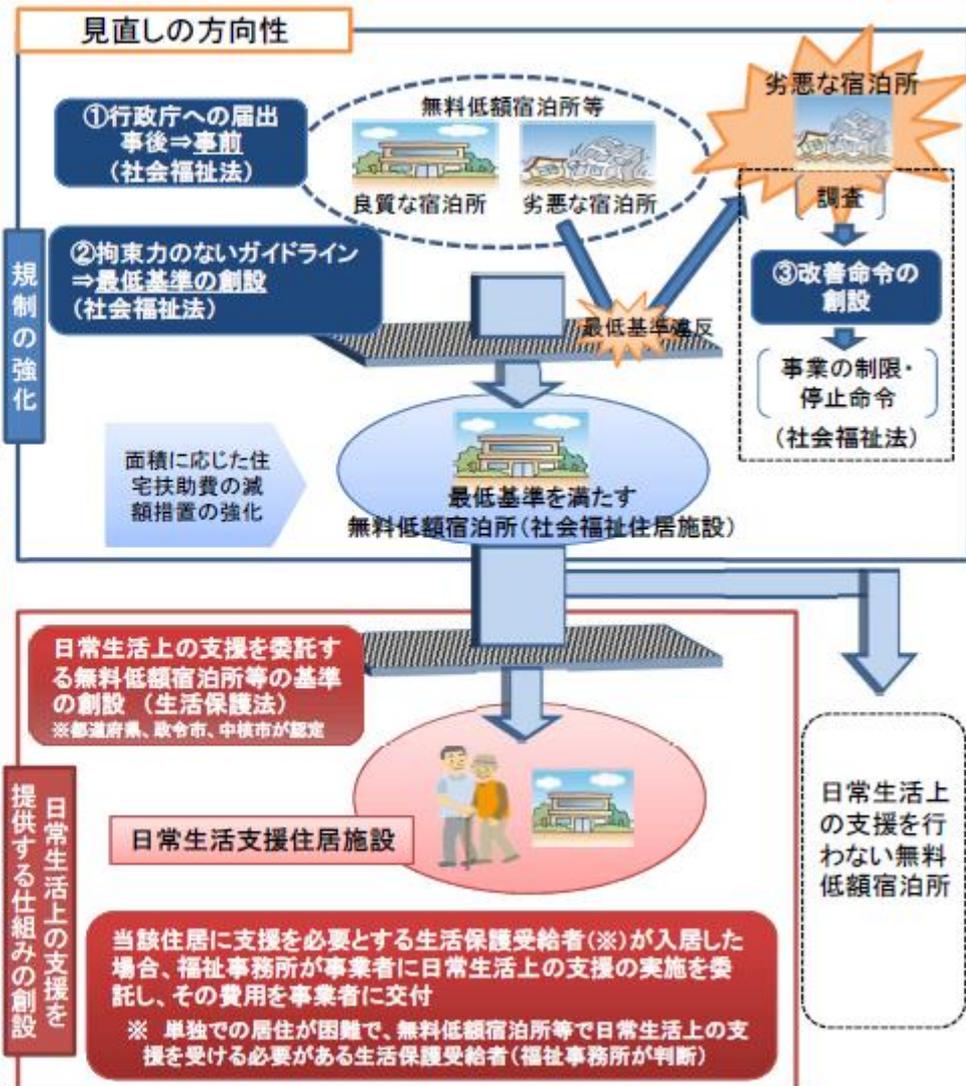
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) ガイドラインの基準: 7.43㎡以上
 - 7.43~15㎡未満217施設(47%) 住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



無料低額宿泊所の現状及びあるべき姿

現状

無料低額宿泊所は、本来、居宅での自立した生活が困難な被保護者等の一時的な住まいとして利用されるものである。しかしながら、実態として、高齢者が長期で入所せざるをえない状況となっている。

無料低額宿泊所には、著しく狭く、設備が十分でない施設で、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設もあると指摘されている。

あるべき姿

低所得高齢者等が、都内において、個々のニーズに応じた居住環境と生活支援の体制が整備された住居や施設に入り、安心・安定した生活を送り続けることができる。

無料低額宿泊所の課題

現状

- 個室が少ない、居室が狭い（一人当たり床面積4.95㎡未満の施設が存在）、一部施設では設備の老朽化・破損、病害虫の発生など。
- 60歳以上が59.5%（うち70歳以上が25.3%）
1年以上の滞在が50.3%（うち3年以上26.7%）
- 施設長が社会福祉主事の資格を持たない、内部雇用からの登用など、福祉の知識や経験のない施設長の配置。

課題

- ・・・ 1 居住環境の確保
- ・・・ 2 利用者の高齢化・利用の長期化への対応
- ・・・ 3 支援サービスの質の確保

第4章 「無料低額宿泊所」の今後の方向性

無料低額宿泊所の今後の方向性 ①

現状・課題

取組の方向性

1 居住環境の改善

- 無料低額宿泊所のなかには、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設があると指摘されている。
- 現行の無料低額宿泊所に対する規制は、国と都のガイドラインのみで法令に規定されているものではない。
- 都の指導検査において、防火体制等が不十分であるという指摘がある。

○規制がガイドラインのみで法令に規定されていないため、基準に従った適正な運営を担保するための行政庁の処分権限が実効的ではないという課題がある。

○今後、国においては、平成32年4月施行の社会福祉法改正に伴い、宿泊所の運営及び設備の基準の条例化を義務付け。

○運営・設備基準を条例化

⇒都は、国に対して、届出制や設置基準に関し、都道府県等の意見を踏まえて実効性のある制度構築を図ることを求めるとともに、地域の実情を考慮し、適切な宿泊所の運営及び設備の基準を検討し、条例を定める。

⇒都条例で定める最低基準を満たさない場合、社会福祉法に基づく事業者に対する改善命令、事業停止命令などの行政処分を実施。

無料低額宿泊所の今後の方向性 ②

現状・課題

2 利用者の高齢化・ 利用の長期化への対応

- 都内においては、利用料だけでは十分な生活支援等サービスの提供が難しい。また、一度入所すると利用期間が長期化。
- 著しく狭く、設備が十分でない施設では、高齢の利用者の十分な安全の確保ができず、必要な生活支援サービスの提供が難しい。

- 法令に基づく行政処分の要件及び内容が限定的である。
- 今後、低所得高齢者等の増加に伴い、無料低額宿泊所においても高齢入居者が増加する可能性があり、対応する必要がある。
- 一部の無料低額宿泊所を寄りそい型宿泊所事業により、機能強化を図る支援を行っている。

取組の方向性

○良質な施設の整備

⇒平成32年4月施行の社会福祉法・生活保護法の改正に伴い、全ての無料低額宿泊所を「社会福祉住居施設」に位置付け、このうち、良質な生活支援等サービスを提供する施設を都が「日常生活支援住居施設」に認定。実施機関が生活保護法に基づき、委託費等を支出。

⇒良質な生活支援等サービスを提供するためには、ハード面の改修等実施し、利用者の安全を確保することが必要。そのため、施設整備費補助を行うことを検討。

無料低額宿泊所の今後の方向性 ③

現状・課題

3 支援サービスの質の確保

○社会福祉事業を担う優良な事業者が少ない。施設長等従事者の知識、経験が不足しているが、生活支援を行う人材育成が進んでいない。

○都の指導検査においては、検査を受けた事業者のうち、約3割の事業者が何らかの文書指摘を受けている状況である。

○これまでは、施設長等従事者のスキル向上を図るための十分な研修等の機会がなかった。

取組の方向性

○施設長等のスキルアップを促進

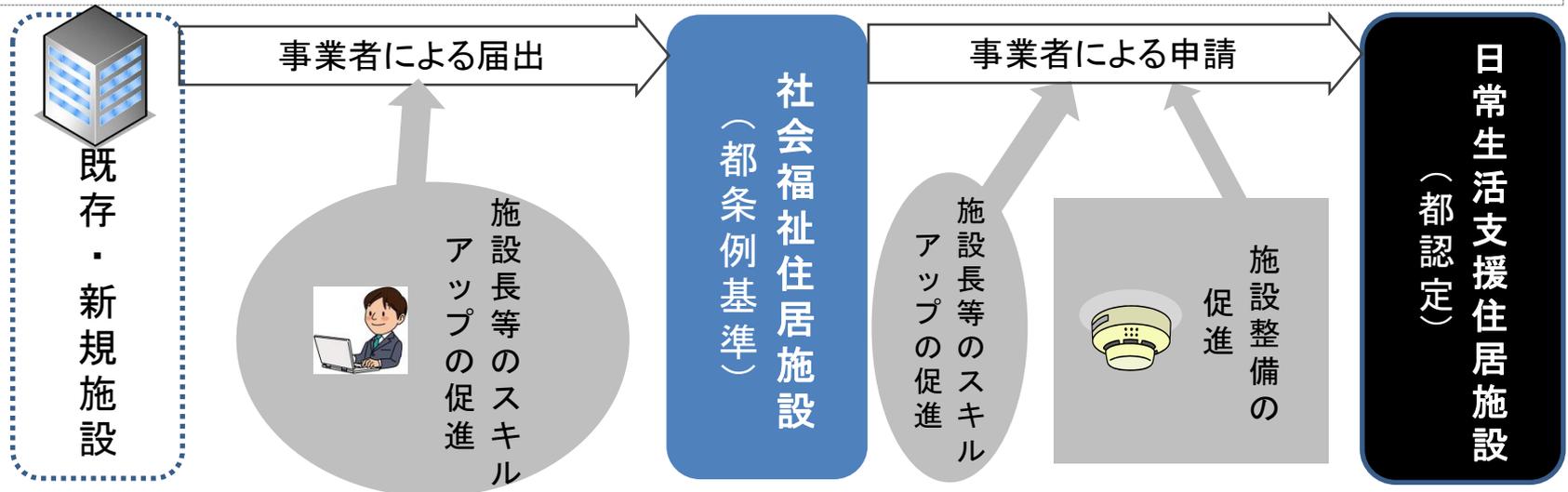
⇒無料低額宿泊所の施設長や従事者のスキル向上を図るため、都の研修の充実を図る。

⇒社会福祉施設長資格認定講習課程を修了することで社会福祉施設の長として必要な資格要件を取得することができるため、この受講料の一部を都が支援することを検討。

無料低額宿泊所に係る今後の都の取組（案）

取組について

- 都は、「社会福祉住居施設」の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、「社会福祉住居施設」の届出を受理。また、そのうち「日常生活支援住居施設」の申請を受け、認定する。
- ハード面での整備促進や施設長等のスキルアップに向けた方策を検討し、良質なサービスを提供する施設を確保。
- ※厚生労働省において、社会福祉法・生活保護法を改正し、「社会福祉住居施設」「日常生活支援住居施設」の基準を省令で定める。



今後の予定について

- 平成32年4月の条例施行に向けて、国の動向も踏まえ、施設へのハード面及びソフト面についての支援策を検討する。
- 基準については、平成31年度以降に厚生労働省より示される見込みである。寄りそい型宿泊所事業実施については、これを受けて検討する。